

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和5年度学童保育室の入室申請受付状況について																											
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課																											
内容	令和5年度学童保育室の入室申請受付状況（令和4年12月1日締切日現在）を次のとおり報告する。																											
	1 令和5年度学童保育室の入室申請受付件数																											
	一斉申請受付期間 令和4年11月 7日（月）～12月1日（木）																											
	単位：人																											
	<table><tr><th>年 度</th><th>学童 保育 室数</th><th>定員A</th><th>弾力化 適用数 B</th><th>受入可能 数 C=A+B</th><th>申請者 数 D</th><th>超過数 D-C</th></tr><tr><td>令和4年度 ①</td><td>123</td><td>5,053</td><td>395</td><td>5,448</td><td>5,510</td><td>62</td></tr><tr><td>令和5年度 ②</td><td>124</td><td>5,068</td><td>392</td><td>5,460</td><td>5,544</td><td>84</td></tr><tr><td>増減 ②-①</td><td>1</td><td>15</td><td>-3</td><td>12</td><td>34</td><td>—</td></tr></table>	年 度	学童 保育 室数	定員A	弾力化 適用数 B	受入可能 数 C=A+B	申請者 数 D	超過数 D-C	令和4年度 ①	123	5,053	395	5,448	5,510	62	令和5年度 ②	124	5,068	392	5,460	5,544	84	増減 ②-①	1	15	-3	12	34
年 度	学童 保育 室数	定員A	弾力化 適用数 B	受入可能 数 C=A+B	申請者 数 D	超過数 D-C																						
令和4年度 ①	123	5,053	395	5,448	5,510	62																						
令和5年度 ②	124	5,068	392	5,460	5,544	84																						
増減 ②-①	1	15	-3	12	34	—																						
	※1 令和5年3月末に新田西（1室）及び鹿浜西（1室）が閉室することにより2室減となる。																											
	※2 令和5年4月に鹿浜未来（2室）及びMo-ne やなぎちょう（1室）が開設することにより3室増となる。																											
	【参考】																											
	（人） 受入可能数と申請者数の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>受入可能数</th><th>申請者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>H30年度</td><td>5,006</td><td>5,152</td></tr><tr><td>H31年度</td><td>5,032</td><td>5,343</td></tr><tr><td>R2年度</td><td>5,150</td><td>5,282</td></tr><tr><td>R3年度</td><td>5,276</td><td>5,235</td></tr><tr><td>R4年度</td><td>5,448</td><td>5,510</td></tr><tr><td>R5年度</td><td>5,460</td><td>5,544</td></tr></tbody></table> 超過数 84	年度	受入可能数	申請者数	H30年度	5,006	5,152	H31年度	5,032	5,343	R2年度	5,150	5,282	R3年度	5,276	5,235	R4年度	5,448	5,510	R5年度	5,460	5,544						
年度	受入可能数	申請者数																										
H30年度	5,006	5,152																										
H31年度	5,032	5,343																										
R2年度	5,150	5,282																										
R3年度	5,276	5,235																										
R4年度	5,448	5,510																										
R5年度	5,460	5,544																										
	※ 申請者数は、一斉申請受付期間のもの。																											

2 地域別申請受付件数（第一希望別）

単位：人

地 域	室数	受入 可能 数A	申請者数							超過 数 B－A
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計 B	
千住	16	693	254	228	180	54	10	6	732	39
綾瀬	14	650	225	239	121	38	18	1	642	-8
大谷田・佐野	8	324	96	91	73	33	10	2	305	-19
中央本町	10	442	135	133	123	55	11	2	459	17
花畑・保塚	12	543	188	196	125	40	19	2	570	27
竹の塚・六月	11	486	135	148	111	62	31	6	493	7
梅島	10	437	154	151	93	55	20	9	482	45
西新井・江北	15	636	201	187	129	65	18	7	607	-29
伊興	9	395	165	139	80	44	14	6	448	53
鹿浜・舎人	12	513	174	149	112	37	7	5	484	-29
新田・江南	7	341	103	94	65	41	15	4	322	-19
合 計	124	5,460	1,830	1,755	1,212	524	173	50	5,544	84

3 今後の方針

- (1) 昨年度と同様に全体として申請数が受入可能数を上回る状況となっている。
- (2) 入室承認（不承認）通知は、令和5年2月17日（金）に発送済み。
- (3) 入室不承認通知に空きが生じる学童保育室一覧を同封し、希望室変更により入室可能であることを案内した。
また、児童館特例利用（ランドセルで児童館）の情報提供を積極的に行い、利用推進を図ることで小学生の安全な居場所づくりを進める。
- (4) 区内33地区の入室申請者数や超過数の増減分析に基づいた整備計画の見直しを進め、令和6年度以降に整備する地域を改めて検討していく。

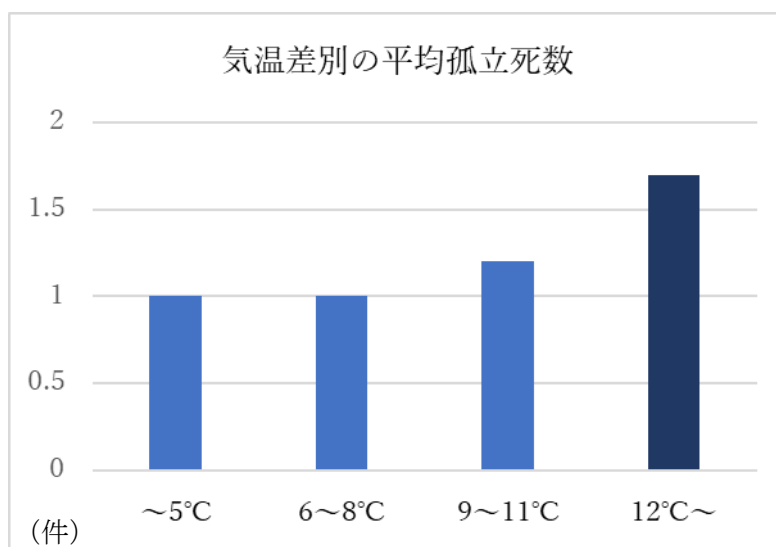
令和 4 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 5 年 3 月 2 2 日

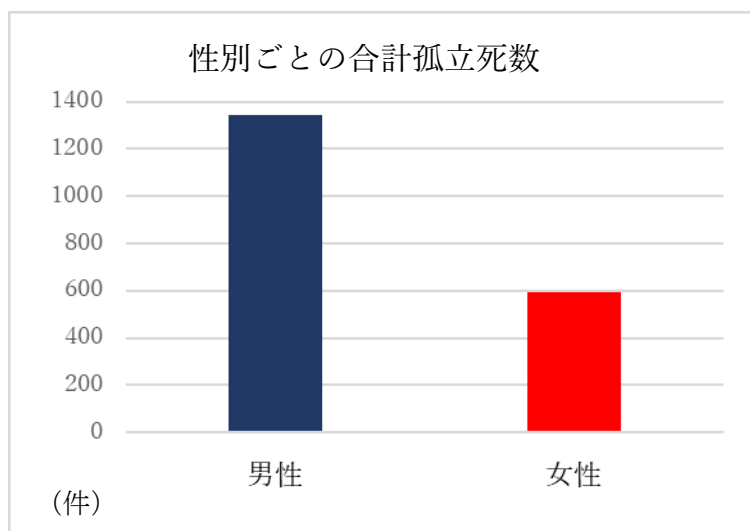
<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区における高齢者の孤立死の現状について																												
所管部課	絆づくり担当部 絆づくり担当課																												
内 容	東京都監察医務院から提供があった、令和３年の高齢者孤立死データ（平成２８年～令和３年）を、別添資料、情報連絡事項２－１「足立区の高齢者孤立死データ分析結果」のとおりまとめたので報告する。 なお、孤立死の定義は「 <u>単身者が自宅で死亡した場合</u> 」とする。																												
	１ 集計結果の主な概要																												
	（１）令和３年の高齢者孤立死数は３１４人で前年より７０人（１８％）減少																												
	<table><tr><th></th><th>孤立死数 （人）</th><th>高齢者人口 （人）</th><th>孤立死増加率 （対前年）</th></tr><tr><td>平成 28 年</td><td>282</td><td>165, 910</td><td></td></tr><tr><td>平成 29 年</td><td>270</td><td>168, 323</td><td>-3. 6%</td></tr><tr><td>平成 30 年</td><td>336</td><td>169, 994</td><td>24. 4%</td></tr><tr><td>令和元年</td><td>349</td><td>170, 890</td><td>3. 6%</td></tr><tr><td>令和 2 年</td><td>384</td><td>171, 378</td><td>6. 6%</td></tr><tr><td>令和 3 年</td><td>314</td><td>171, 715</td><td>-18. 2%</td></tr></table>		孤立死数 （人）	高齢者人口 （人）	孤立死増加率 （対前年）	平成 28 年	282	165, 910		平成 29 年	270	168, 323	-3. 6%	平成 30 年	336	169, 994	24. 4%	令和元年	349	170, 890	3. 6%	令和 2 年	384	171, 378	6. 6%	令和 3 年	314	171, 715	-18. 2%
		孤立死数 （人）	高齢者人口 （人）	孤立死増加率 （対前年）																									
平成 28 年	282	165, 910																											
平成 29 年	270	168, 323	-3. 6%																										
平成 30 年	336	169, 994	24. 4%																										
令和元年	349	170, 890	3. 6%																										
令和 2 年	384	171, 378	6. 6%																										
令和 3 年	314	171, 715	-18. 2%																										
（２）夏季の最高気温が３５℃以上で孤立死リスクは２．８倍																													
最高気温別の平均件数／日 <table><tr><th>最高気温</th><th>平均件数／日</th></tr><tr><td>～28℃</td><td>0.8</td></tr><tr><td>29～31℃</td><td>0.7</td></tr><tr><td>32～34℃</td><td>1.0</td></tr><tr><td>35℃～</td><td>2.5</td></tr></table>	最高気温	平均件数／日	～28℃	0.8	29～31℃	0.7	32～34℃	1.0	35℃～	2.5																			
最高気温	平均件数／日																												
～28℃	0.8																												
29～31℃	0.7																												
32～34℃	1.0																												
35℃～	2.5																												

(3) 冬季の最高気温と最低気温の差が12℃以上で孤立死リスクは1.5倍



(4) 性別では男性の孤立死リスクは女性の2.3倍



※平成28年から令和3年の合計数



足立区の高齢者孤立死 データ分析結果

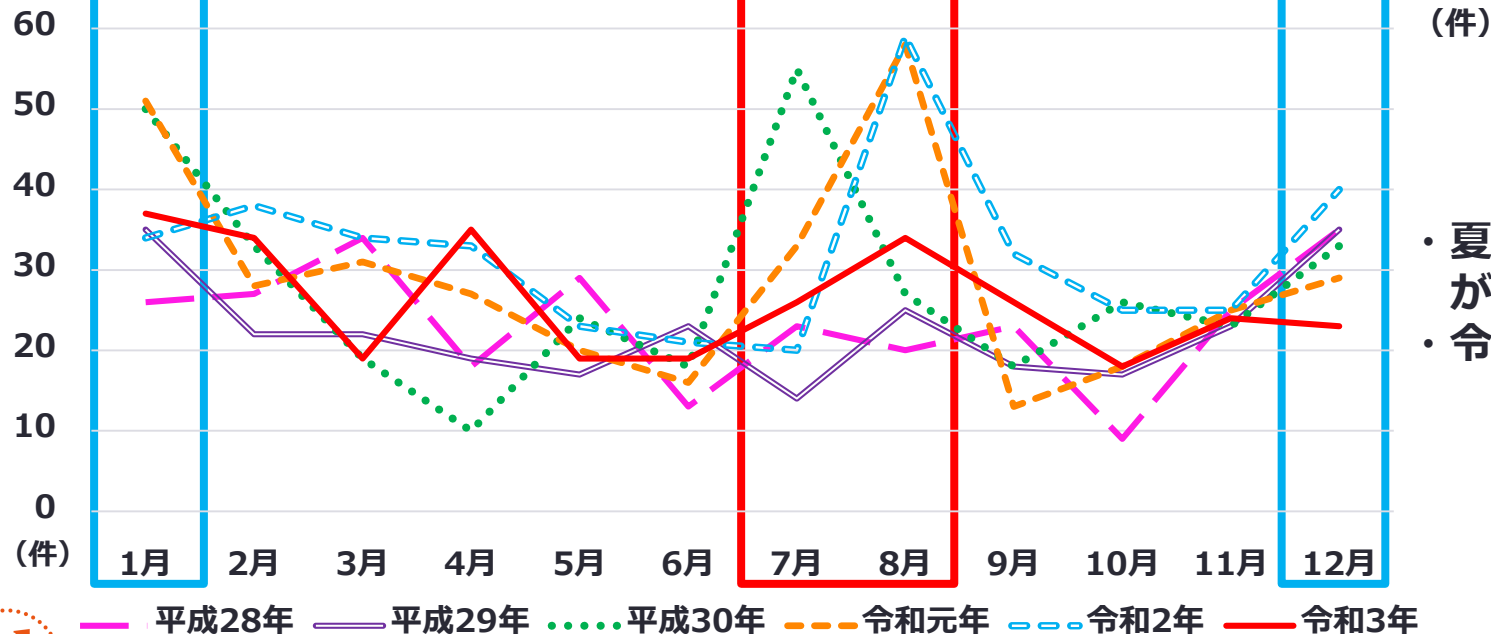
データ出典：東京都監察医務院提供データ（平成28年～令和3年）
当分析では、「単身者の自宅での死亡」を「孤立死」と定義します。

■■■■ 目次 ■■■■

1 死亡時期別の集計結果	
（1）月別高齢者孤立死件数	（P 3）
（2）夏季（7月・8月）の高齢者孤立死（最高気温別）	（P 4）
（3）夏季（7月・8月）の高齢者孤立死（最低気温別）	（P 5）
（4）冬季（1月・12月）の高齢者孤立死（気温差、平均気温別）	（P 6）
（5）冬季（1月・12月）の高齢者孤立死（状況別）	（P 7）
2 性別による集計	（P 8）
3 コロナ禍における変化	（P 9）
4 集計結果・分析結果	（P 10）
5 今後の取り組み	（P 11）

1－(1) 月別高齢者孤立死件数

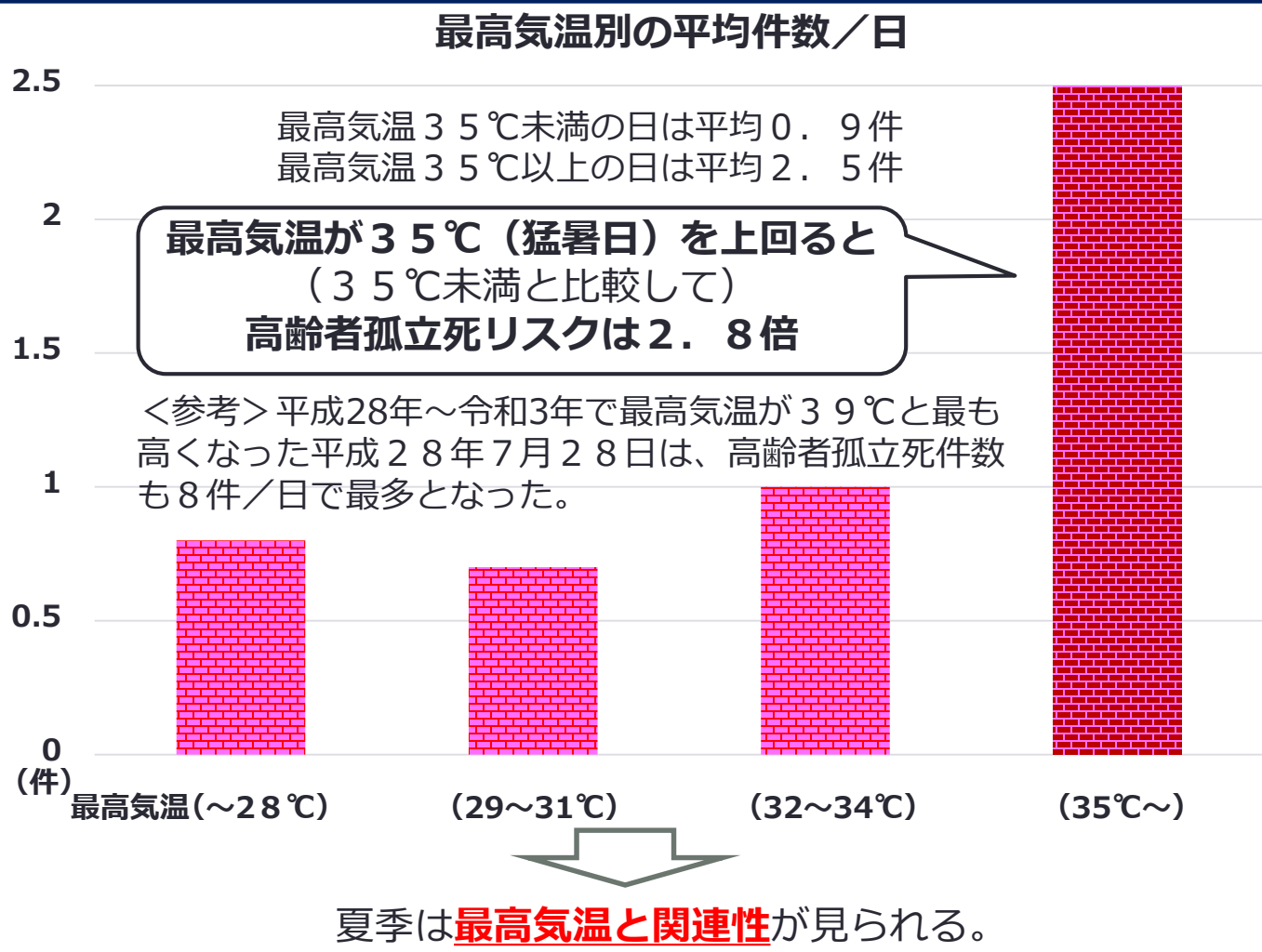
年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	高齢者人口	高齢者増加率 (対前年)	高齢者孤立死増加率 (対前年)	高齢者千人当たりの 孤立死件数
平成28年	26	27	34	18	29	13	23	20	23	9	25	35	282	165,910人	+1.9%		1.7件
平成29年	35	22	22	19	17	23	14	25	18	17	23	35	270	168,323人	+1.5%	-3.6%	1.6件
平成30年	50	33	19	10	24	18	55	27	18	26	23	33	336	169,994人	+1.0%	+24.4%	2.0件
令和元年	51	28	31	27	20	16	33	58	13	18	25	29	349	170,890人	+0.5%	+3.6%	2.0件
令和2年	34	38	34	33	23	21	20	59	32	25	25	40	384	171,378人	+0.3%	+6.6%	2.2件
令和3年	37	34	19	35	19	19	26	34	26	18	24	23	314	171,715人	+0.2%	-18.2%	1.8件
合計	233	182	159	142	132	110	171	223	130	113	145	195	1935				



平成30年以降増加していたが、令和3年は減少に転じた

- ・夏季（7月、8月）、冬季（1月、12月）は件数が増加する傾向は継続している。
- ・令和3年は特に8月の件数が減少している。

1－(2) 夏季(7月・8月)の高齢者孤立死(最高気温別)



新規

最高気温の出現数

最高気温出現数	～28℃	29～31℃	32～34℃	35℃～	最高気温 平均値
平成28年	17日	21日	21日	3日	31℃
平成29年	13日	18日	29日	2日	31℃
平成30年	9日	11日	30日	12日	33℃
令和元年	22日	15日	15日	10日	30℃
令和2年	19日	14日	18日	11日	31℃
令和3年	14日	14日	32日	2日	31℃

新規

最高気温別の
高齢者孤立死件数

高齢者孤立死件数	～28℃	29～31℃	32～34℃	35℃～	件数 合計
平成28年	13件	14件	15件	1件	43件
平成29年	13件	11件	12件	3件	39件
平成30年	9件	7件	31件	35件	82件
令和元年	20件	17件	24件	30件	91件
令和2年	16件	6件	28件	29件	79件
令和3年	7件	11件	40件	2件	60件

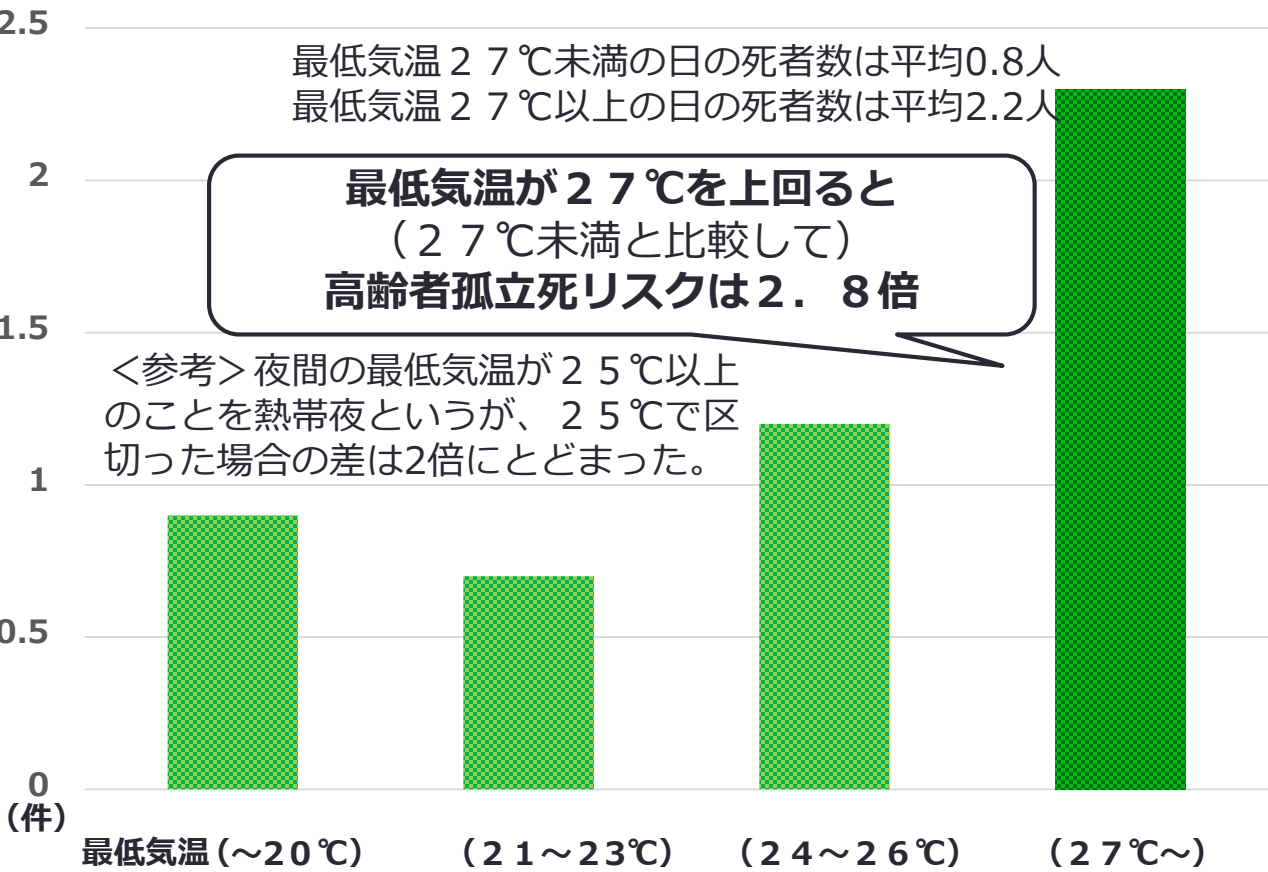
32～34℃、35℃～の上位3位に網かけ

- 各年で最高気温の平均値に大きな変化は無いが、**最高気温(32℃以上)の出現数と高齢者孤立死件数**に関連性が見られる。
- 令和3年は最高気温が35℃を上回った日数が少なかったことが件数減少の一因**と考えられる。

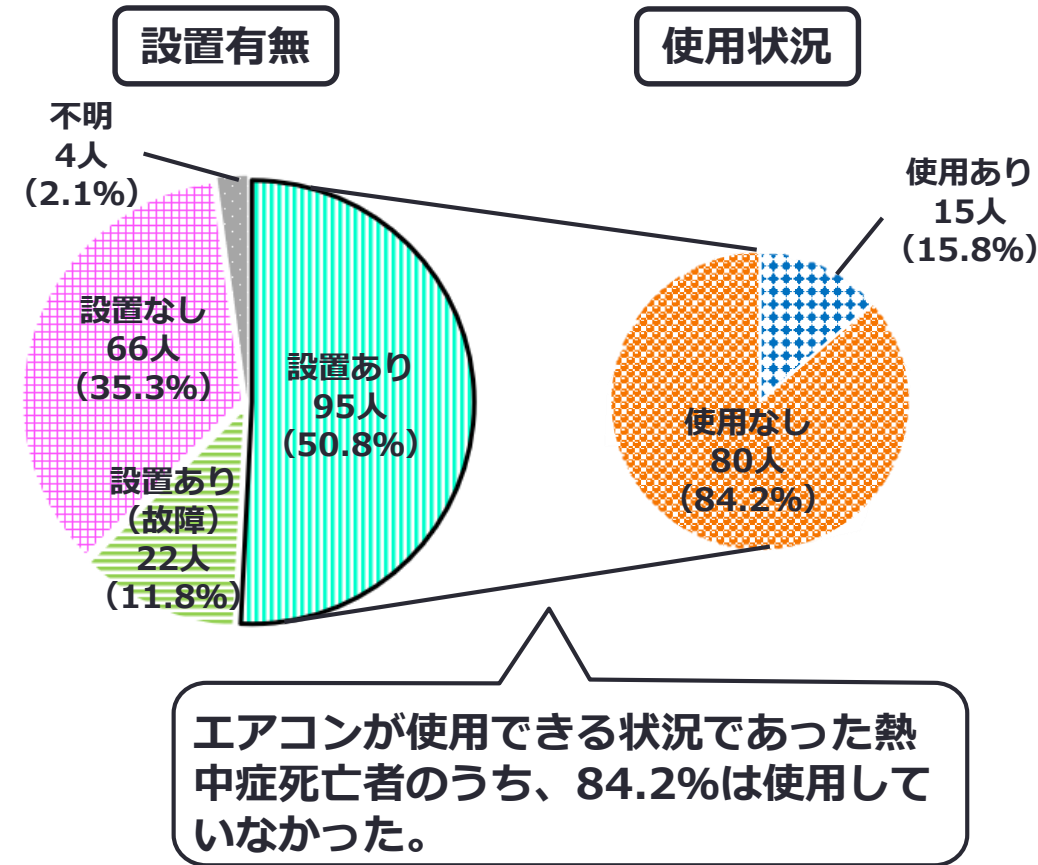
1－(3) 夏季(7月・8月)の高齢者孤立死(最低気温別)

新規 最低気温別の平均件数／日

夏季は最低気温にも関連性が見られる。



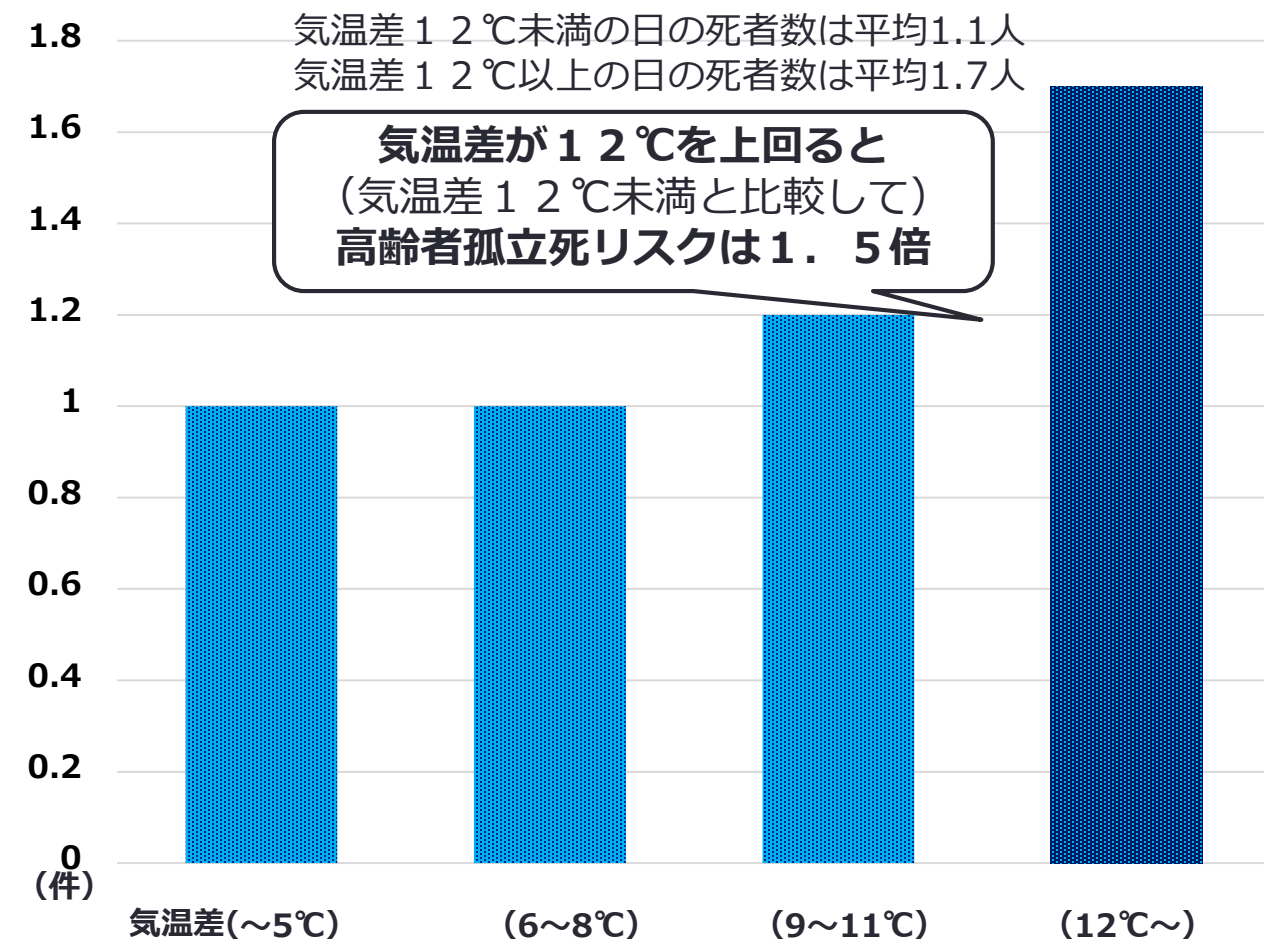
熱中症死亡者(屋内)のエアコン設置有無および使用状況
(令和2年6～9月(特別区内全域、世帯構成・年齢不問))



1－(4) 冬季(1月・12月)の高齢者孤立死(気温差、平均気温別)

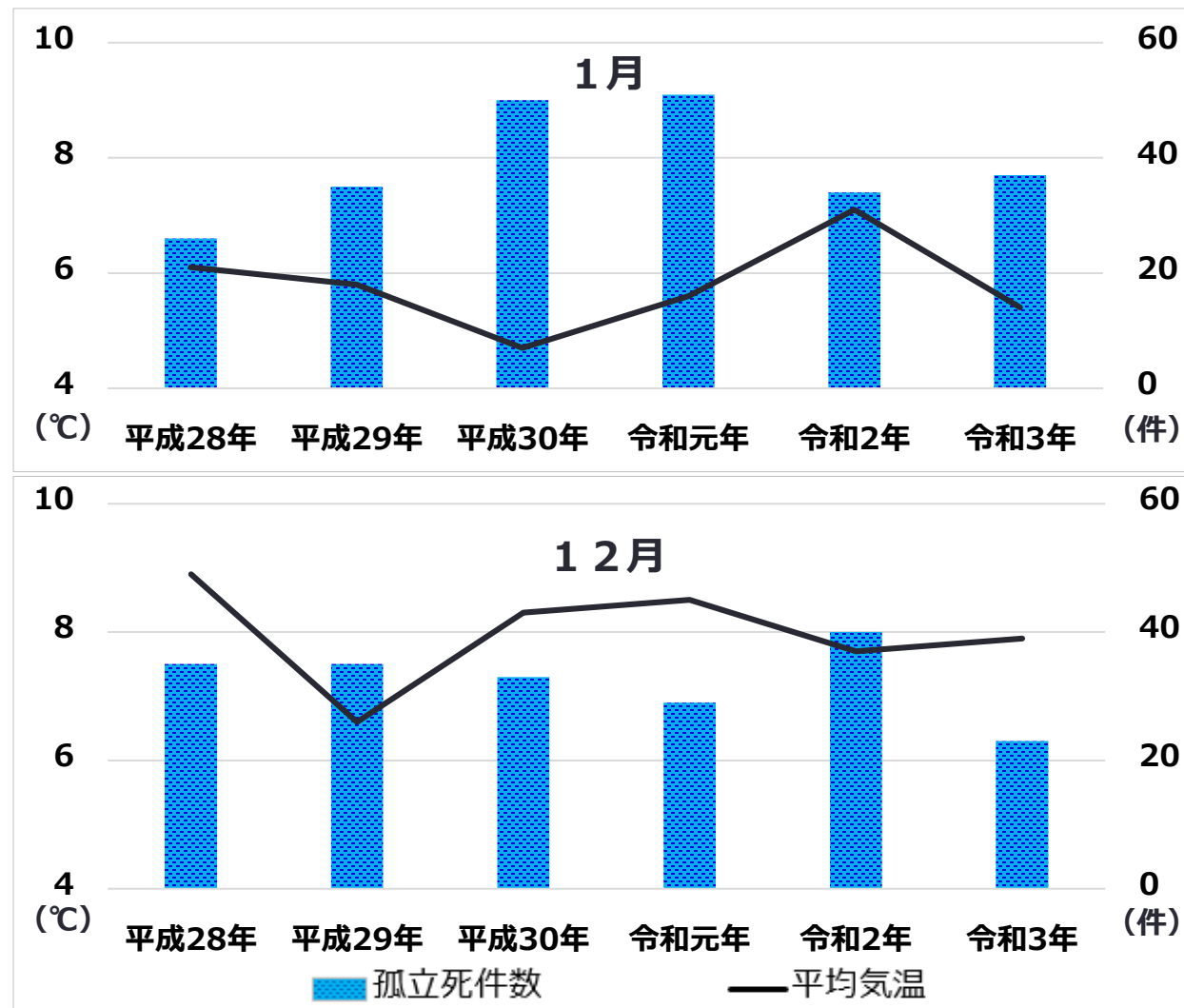
気温差(最高気温-最低気温)別の平均

冬季は最高気温と最低気温の気温差に関連性が見られる。



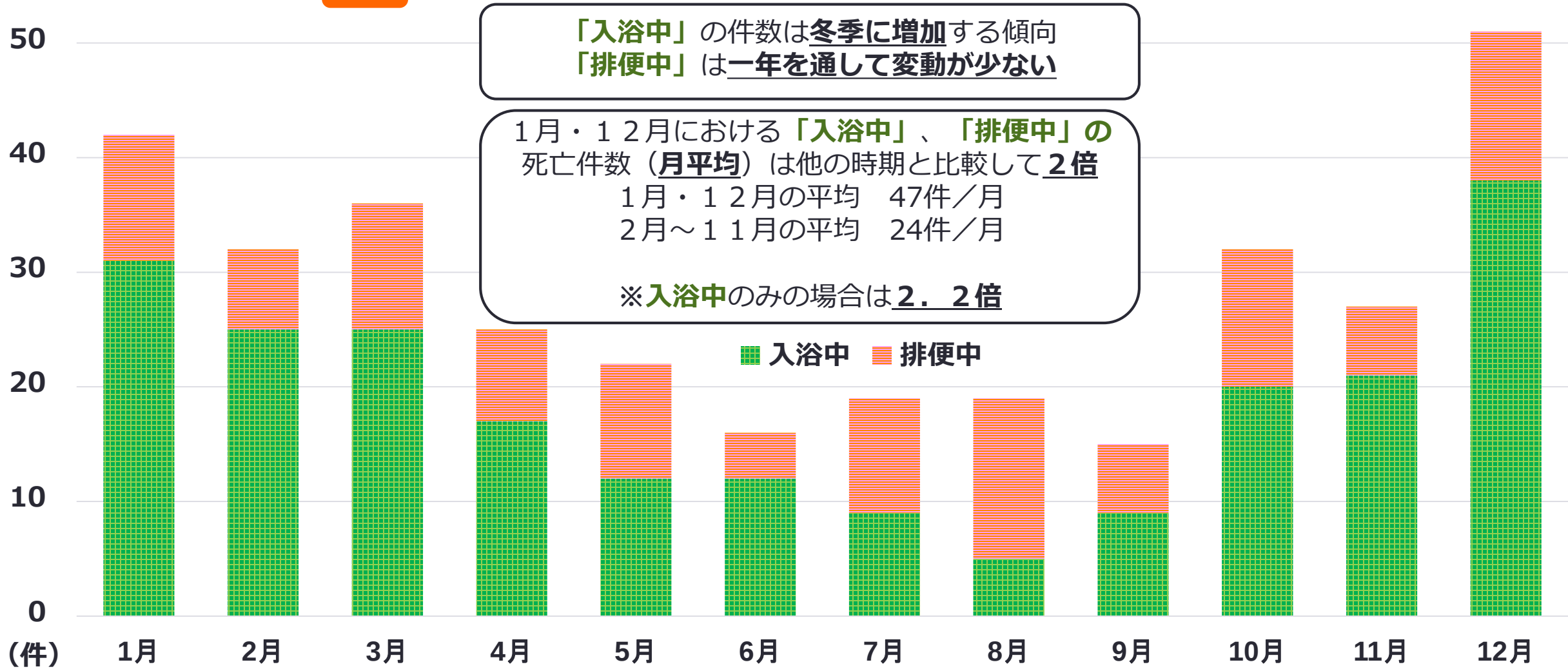
新規 月の平均気温別の件数

冬季は月の平均気温と件数の関連性は見られない。



1－(5) 冬季(1月・12月)の高齢者孤立死(状況別)

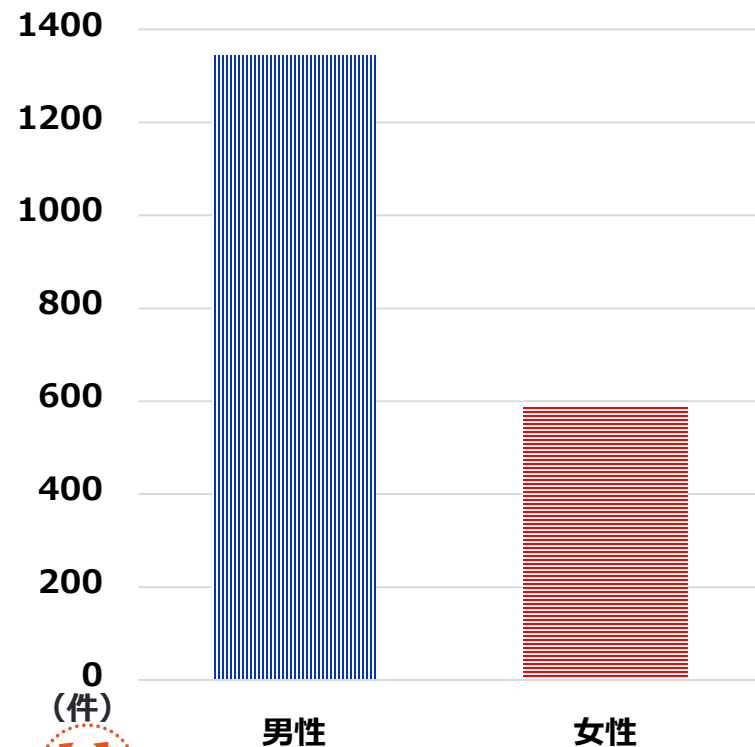
新規 死亡直前の状況が「入浴中」、「排便中」であった件数(合計)



2 性別による集計

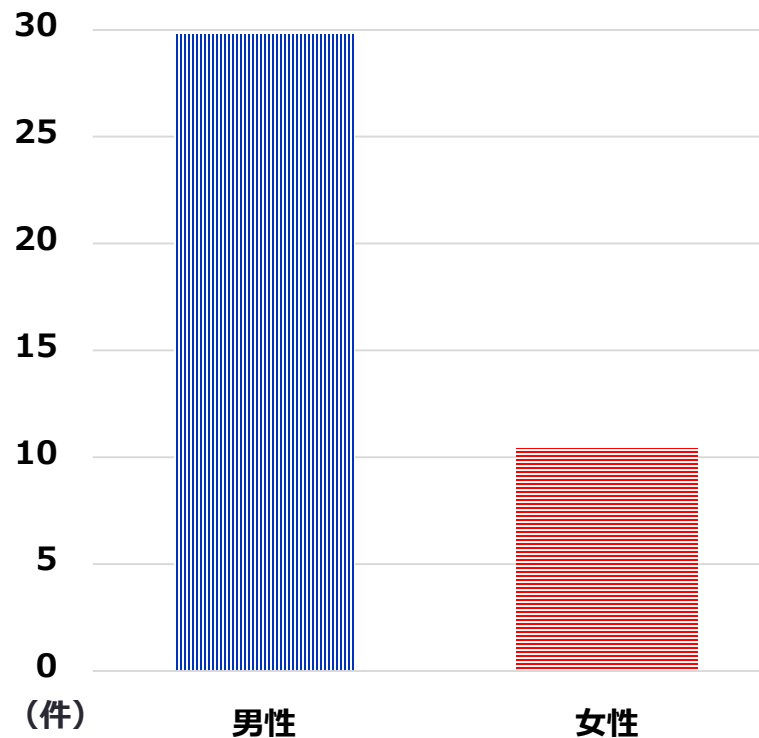
●性別ごとの高齢者孤立死件数
(平成28年～令和3年の合計)

男性1,343件 女性592件
男性の方が2.3倍多い



●性別ごとの高齢者1万人当たりの
高齢者孤立死件数
(平成28年～令和3年の合計)

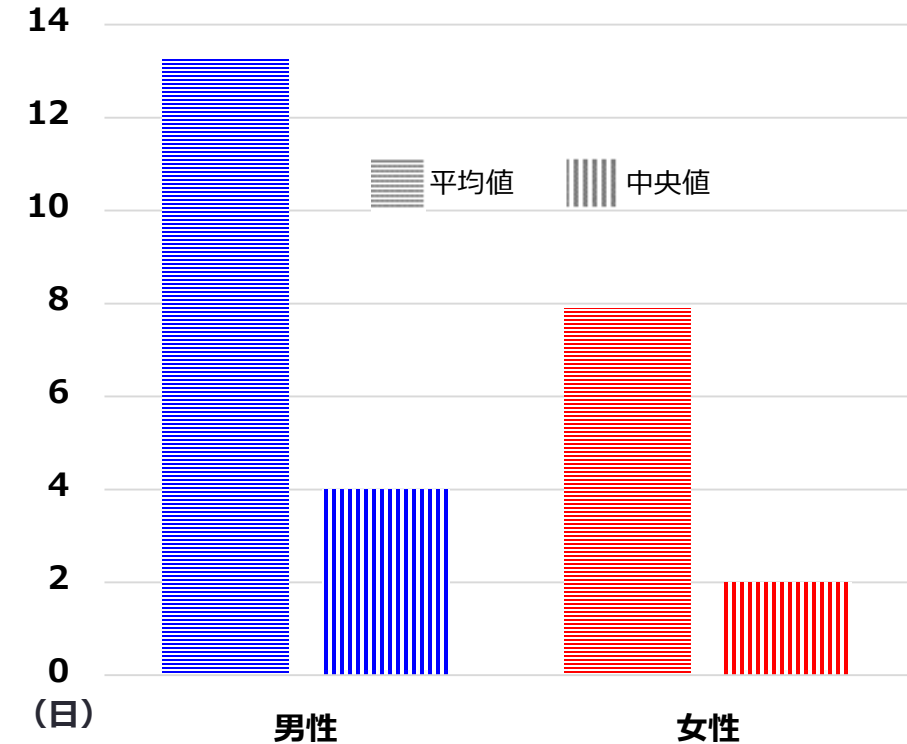
男性29.8件 女性10.4件
男性の方が2.9倍多い



●性別ごとの死後経過日数 (平成28年～令和3年)

【平均値】男性13.3日 女性7.9日
【中央値】男性4.0日 女性2.0日

※中央値とは値を昇(降)順に並べたときに中央の順位にくる値
いずれも男性の方が期間を要している。
また、30日以上経過は85%が男性であった。

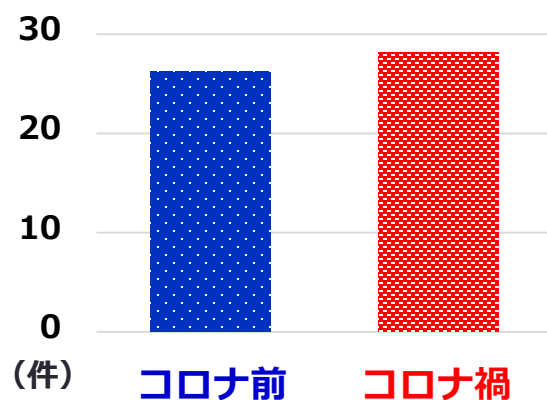


3 コロナ禍における変化

死亡日において、平成28年1月～令和2年3月を**コロナ前**、令和2年4月以降を**コロナ禍**と定義する。

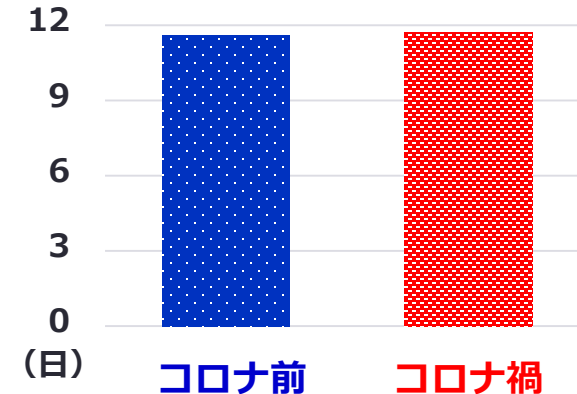
●発生件数（月平均）

コロナ前 26.3件
コロナ禍 28.2件
 → 7%増加

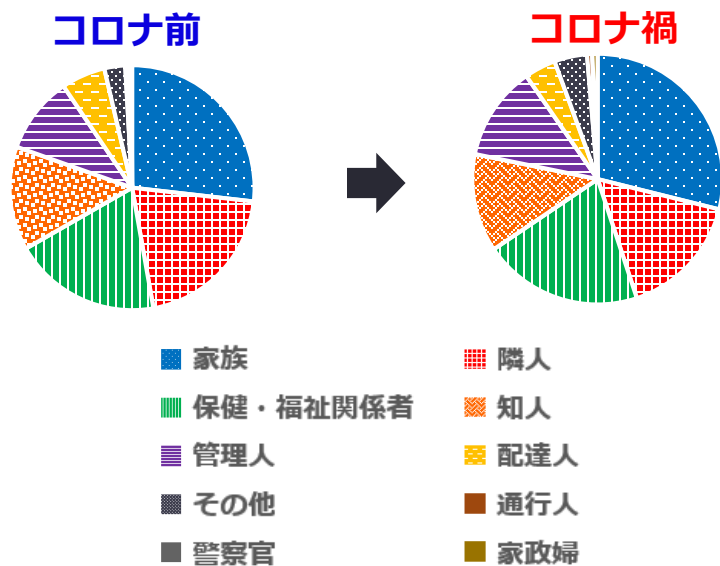


●死後経過平均日数

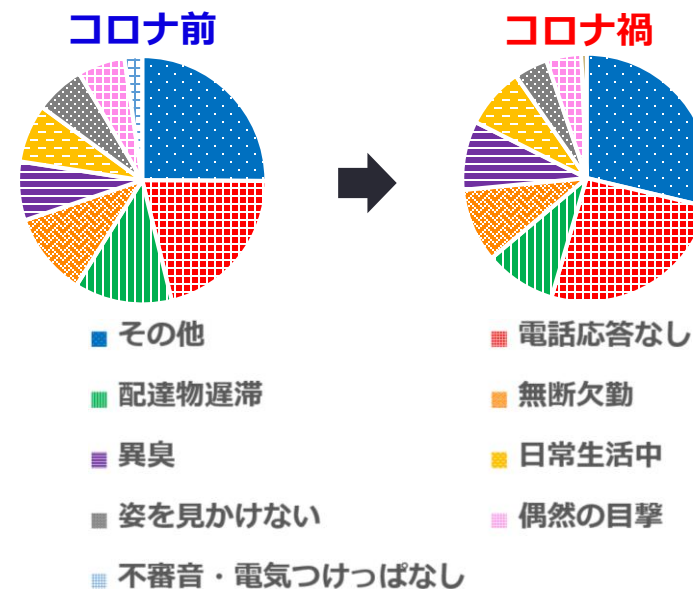
コロナ前 11.6日
コロナ禍 11.7日
 → 1%増加



●発見者の割合 →特段の変化なし



●発見の経緯の割合 →特段の変化なし



4 集計結果・分析結果

	集計結果	分析結果
時期別	- 平成29年以降は件数が増加していたが、令和3年は減少に転じた。(P3) - 冬季(1月・12月)、夏季(7月・8月)は件数が増加する傾向。(P3) - 夏季(7月・8月)の件数は最高気温と関連性が見られ、最高気温が35℃(猛暑日)を上回ると、件数が2.8倍になった。また、32℃以上の出現数、最低気温にも件数との関連性が見られた。(P4～5) - 冬季(1月・12月)の件数は最高気温と最低気温の気温差に関連性が見られ、気温差が12℃を上回ると、件数が1.5倍になった。(P6) - 冬季(1月・12月)は「入浴中」または「排便中」の月平均件数が2倍になった。(P7)	- 令和3年は35℃以上(猛暑日)となった日数が直近3年平均の1/5以下となったことも件数減少の一因と考えられる。(P4) - 夏季は最高気温、最低気温のいずれとも件数との関連性があった。(P4～5) - 件数が増加する夏季・冬季は、気温との関連性が顕著なため、今後、区としてできる対策を検討・周知することで件数を減少できる可能性がある。(P4～6) - 冬季(1月・12月)は気温差と件数に関連性があった。冬季に増加する「入浴中」または「排便中」の件数増加についてはヒートショックとの関連性も考えられる。(P7)
男女別	- 人口当たりの高齢者孤立死件数は男性が2.9倍多い。(P8) - 発見までに要した平均経過日数には、男性は1.7倍の期間を要していた。また、30日以上経過したケースは85%が男性だった。(P8)	人口当たりの高齢者孤立死件数、発見までに要した平均経過日数は女性に比べ、男性が大幅に上回った。ピンポイントの対策により、防止効果が期待できる。(P8)
コロナ禍	コロナ前に比べ、コロナ禍は月平均件数が7%増加した。その他(経過日数、発見者、発見の経緯)については特段の変化はなかった。(P9)	コロナ禍では発生件数の増加以外は特段大きな変化はなかった。今後(令和5年度以降)もコロナ禍における高齢者孤立死データ分析を継続する。

5 今後の取り組み

- ア 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターおよび地域の見守りを行っている関係機関に情報提供し、孤立死が増加する夏季・冬季に重点的に地域の見守りを依頼していく。また、ながら見守りを管轄している危機管理課と連携し、絆のあんしん協力員などの登録を呼びかけ、日常生活での気づきの目を増やす。
- イ 孤立死の現状について、絆のあんしんネットワーク連絡会などの場で本分析を活用してもらうことにより、区民への周知・啓発を進めていく。特に孤立死件数が増加する夏季・冬季に重点的に広報等による周知を図る。
- ウ コロナ禍における孤立死増加の有無については、令和4年中の孤立死の状況も確認する必要があるため、令和5年度も引き続き分析を進める。
- エ 環境政策課（エアコン購入費補助金）、建築防災課（浴室暖房設置工事費助成）、衛生管理課などの関係所管と情報共有を進め、より効果的な孤立死対策について検討していく。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給実績について																																												
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																																												
内容	令和3年度・令和4年度住民税非課税世帯、家計急変世帯に対する臨時特別給付金について、令和4年9月30日をもって申請期限が終了したため、支給実績を以下のとおり報告する。 1 令和3年度住民税非課税世帯の支給状況 <table> <tr> <th>項目</th><th>数値</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>① 確認書等発送件数</td><td>93,040 件</td><td></td></tr> <tr> <td>② 確認書等受付件数</td><td>85,965 件</td><td>受付率(②/①)：92.40%</td></tr> <tr> <td>③ 支給件数</td><td>85,391 件</td><td>支給率(③/②)：99.33%</td></tr> <tr> <td>④ 支給金額</td><td>8,539,100 千円</td><td>支給額：1件10万円</td></tr> <tr> <td>⑤ 未支給世帯数 (①-③)</td><td colspan="2">7,649 世帯</td></tr> <tr> <td rowspan="12">(未支給世帯の内訳)</td><td>未申請(①-②)</td><td>7,075 世帯</td></tr> <tr> <td>支給不可</td><td>574 世帯</td></tr> <tr> <td colspan="2">支給不可の内訳</td></tr> <tr> <td>他の給付金受給済</td><td>8 世帯</td></tr> <tr> <td>世帯主の死亡による世帯消滅</td><td>40 世帯</td></tr> <tr> <td>辞退(本人申告による非該当含む)</td><td>268 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当(課税)</td><td>134 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当(被扶養)</td><td>40 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当(基準日住民登録なし)</td><td>18 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当(基準日以降国外転入)</td><td>1 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当(その他)</td><td>5 世帯</td></tr> <tr> <td>その他(連絡不通等)</td><td>60 世帯</td></tr> </table> ※ ③支給件数には、支給決定後の死亡による承継人不明等により、支給できなかったため法務局へ供託した4世帯分を含む。		項目	数値	備考	① 確認書等発送件数	93,040 件		② 確認書等受付件数	85,965 件	受付率(②/①)：92.40%	③ 支給件数	85,391 件	支給率(③/②)：99.33%	④ 支給金額	8,539,100 千円	支給額：1件10万円	⑤ 未支給世帯数 (①-③)	7,649 世帯		(未支給世帯の内訳)	未申請(①-②)	7,075 世帯	支給不可	574 世帯	支給不可の内訳		他の給付金受給済	8 世帯	世帯主の死亡による世帯消滅	40 世帯	辞退(本人申告による非該当含む)	268 世帯	要件非該当(課税)	134 世帯	要件非該当(被扶養)	40 世帯	要件非該当(基準日住民登録なし)	18 世帯	要件非該当(基準日以降国外転入)	1 世帯	要件非該当(その他)	5 世帯	その他(連絡不通等)	60 世帯
項目	数値	備考																																											
① 確認書等発送件数	93,040 件																																												
② 確認書等受付件数	85,965 件	受付率(②/①)：92.40%																																											
③ 支給件数	85,391 件	支給率(③/②)：99.33%																																											
④ 支給金額	8,539,100 千円	支給額：1件10万円																																											
⑤ 未支給世帯数 (①-③)	7,649 世帯																																												
(未支給世帯の内訳)	未申請(①-②)	7,075 世帯																																											
	支給不可	574 世帯																																											
	支給不可の内訳																																												
	他の給付金受給済	8 世帯																																											
	世帯主の死亡による世帯消滅	40 世帯																																											
	辞退(本人申告による非該当含む)	268 世帯																																											
	要件非該当(課税)	134 世帯																																											
	要件非該当(被扶養)	40 世帯																																											
	要件非該当(基準日住民登録なし)	18 世帯																																											
	要件非該当(基準日以降国外転入)	1 世帯																																											
	要件非該当(その他)	5 世帯																																											
	その他(連絡不通等)	60 世帯																																											

2 令和4年度住民税非課税世帯の支給状況

項目	数値	備考
① 確認書等発送件数	13,535 件	
② 確認書等受付件数	9,421 件	受付率(②/①) : 69.60%
③ 支給件数	8,354 件	支給率(③/②) : 88.67%
④ 支給金額	835,400 千円	支給額 : 1 件 10 万円
⑤ 未支給世帯数 (①-③)	5,181 世帯	
(未支給世帯の内訳)	未申請 (①-②)	4,114 世帯
	支給不可	1,067 世帯
	支給不可の内訳	
	他の給付金受給済	90 世帯
	世帯主の死亡による世帯消滅	1 世帯
	辞退 (本人申告による非該当含む)	74 世帯
	要件非該当 (課税)	73 世帯
	要件非該当 (被扶養)	4 世帯
	要件非該当 (基準日住民登録なし)	6 世帯
	要件非該当 (基準日以降国外転入)	727 世帯
	要件非該当 (その他)	1 世帯
	その他 (連絡不通等)	91 世帯

※ ①確認書等発送件数と②確認書等受付件数の乖離の主な要因

基準日以降の国外転入世帯について、確認書発送時期の6月下旬に国から支給対象外であることが明確に示された。これにより、確認書発送後に約1,100世帯が支給対象外となった。

3 家計急変世帯の支給状況

項目	数値	備考
① 申請書受付件数	1,073 件	
② 支給件数	802 件	支給率(②/①) : 74.74%
③ 支給金額	80,200 千円	支給額 : 1 件 10 万円
④ 支給不可世帯数	271 世帯	
(支給不可の内訳)	他の給付金対象・受給済	106 世帯
	収入超過・所得超過	94 世帯
	辞退	5 世帯
	要件非該当 (被扶養)	3 世帯
	要件非該当 (減収なし)	30 世帯
	要件非該当 (申請時住民登録なし)	6 世帯
	要件非該当 (その他)	11 世帯
	その他 (連絡不通等)	16 世帯

4 申請勧奨の取り組み

- (1) 荒川河川敷周辺の路上生活者の方に対して、自立支援センター「墨田寮」と連携し、給付金の周知を実施（6月27日、28日）
- (2) 未申請の令和3年度住民税非課税世帯へ確認書を再発送（7月22日）
- (3) 未申請の生活保護受給世帯に対して、足立福祉事務所から申請勧奨を実施（8月22日）
- (4) 介護サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者に対して、サービス利用者への申請促進を依頼（8月25日）
- (5) あだち広報、区ホームページ、SNSを活用し、随時、申請期限の周知を実施

5 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

(1) 専用コールセンター

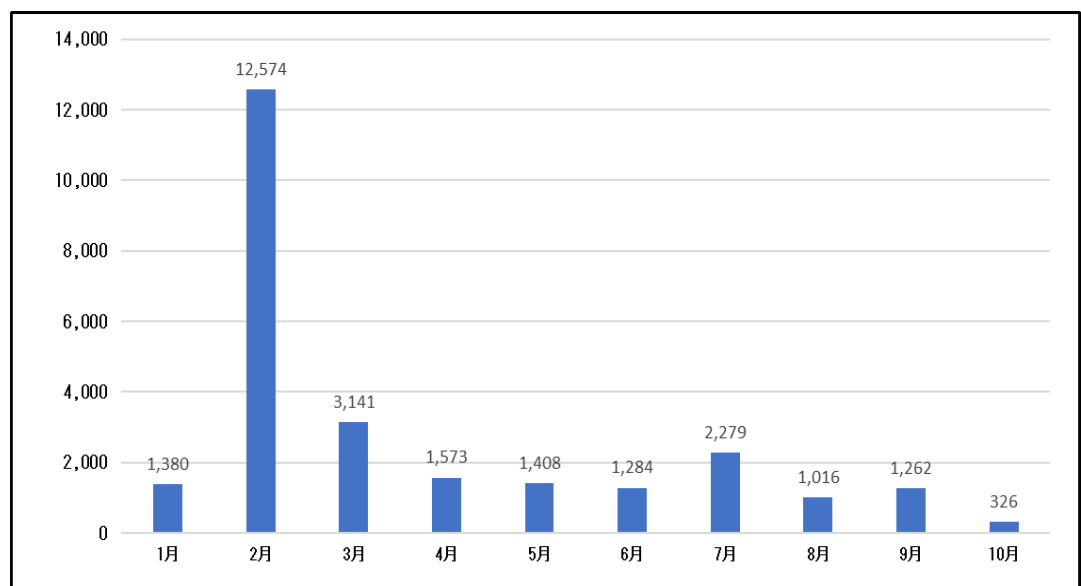
ア 開設期間 1月21日～10月31日

イ 対応総件数 26,243件

ウ 執行体制 委託事業者

1月21日（金）～	1月31日（月）：	16回線
2月 1日（火）～	2月28日（月）：	20回線
3月 1日（火）～	3月31日（木）：	10回線
4月 1日（金）～	4月28日（木）：	7回線
5月 2日（月）～	5月31日（火）：	5回線
6月 1日（水）～	6月 7日（火）：	3回線
6月 8日（水）～	7月29日（金）：	10回線
8月 1日（月）～	9月30日（金）：	5回線
10月 3日（月）～	10月31日（月）：	2回線

【専用コールセンター月別件数】



【主な問い合わせ内容】

- ・ いつ振り込まれるか教えてほしい。
- ・ 自分が支給対象かどうか教えてほしい。

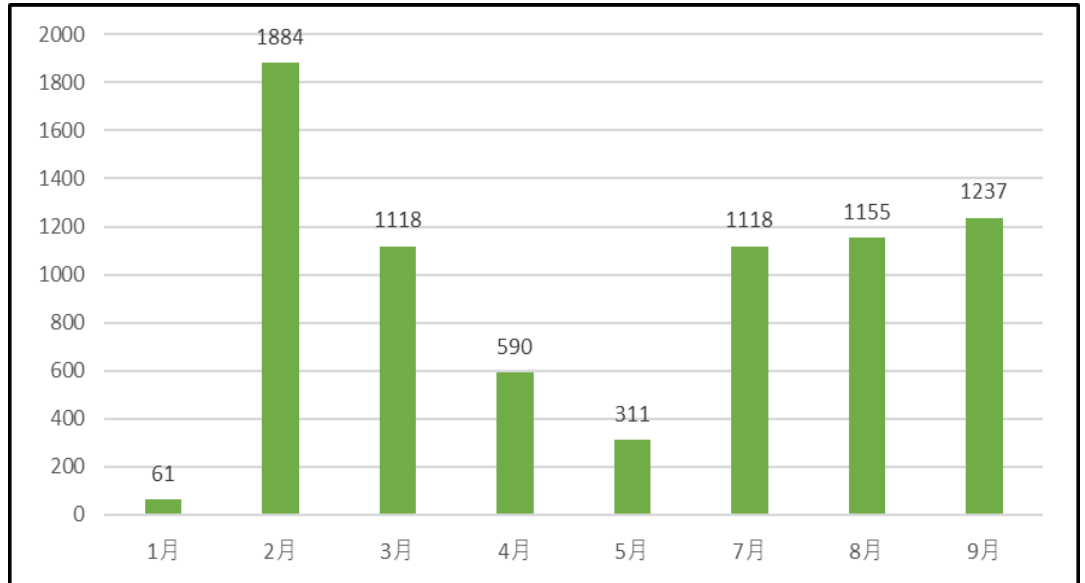
(2) 申請相談支援窓口（区役所1階アトリウム）

ア 開設期間 1月31日～5月31日、7月4日～9月30日

イ 対応総件数 7,474件

ウ 執行体制 人材派遣職員 最大5名／日

【申請相談支援窓口月別件数】



令和 4 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 5 年 3 月 2 2 日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	国の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給実績について																																											
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																																											
内容	「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」について、令和 5 年 1 月 3 1 日をもって申請期限が終了したため、支給実績を以下のとおり報告する。 1 支給状況（2 月 1 4 日現在） <table> <tr> <th>項目</th><th>数値</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>① 確認書等発送件数</td><td>95,499 件</td><td></td></tr> <tr> <td>② 確認書等受付件数</td><td>85,925 件</td><td>受付率(②/①)：89.97%</td></tr> <tr> <td>③ 支給件数</td><td>85,282 件</td><td>支給率(③/②)：99.25%</td></tr> <tr> <td>④ 支給金額</td><td>4,264,100 千円</td><td>支給額：1 件 5 万円</td></tr> <tr> <td>⑤ 未徴収の返納金</td><td>1,350 千円</td><td></td></tr> <tr> <td>⑥ 未支給世帯数 (①-③)</td><td colspan="2">10,217 世帯</td></tr> <tr> <td rowspan="10">(未支給世帯の内訳)</td><td>未申請 (①-②)</td><td>9,574 世帯</td></tr> <tr> <td>支給不可</td><td>314 世帯</td></tr> <tr> <td colspan="2">支給不可の内訳</td></tr> <tr> <td>世帯主の死亡による世帯消滅</td><td>23 世帯</td></tr> <tr> <td>辞退 (本人申告による非該当含む)</td><td>106 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当 (課税)</td><td>97 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当 (被扶養)</td><td>35 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当 (基準日住民登録なし)</td><td>37 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当 (その他)</td><td>15 世帯</td></tr> <tr> <td>その他 (連絡不通等)</td><td>1 世帯</td></tr> </table> ※ ⑤未徴収の返納金は、1 2 月に発生した二重支給分のみ。		項目	数値	備考	① 確認書等発送件数	95,499 件		② 確認書等受付件数	85,925 件	受付率(②/①)：89.97%	③ 支給件数	85,282 件	支給率(③/②)：99.25%	④ 支給金額	4,264,100 千円	支給額：1 件 5 万円	⑤ 未徴収の返納金	1,350 千円		⑥ 未支給世帯数 (①-③)	10,217 世帯		(未支給世帯の内訳)	未申請 (①-②)	9,574 世帯	支給不可	314 世帯	支給不可の内訳		世帯主の死亡による世帯消滅	23 世帯	辞退 (本人申告による非該当含む)	106 世帯	要件非該当 (課税)	97 世帯	要件非該当 (被扶養)	35 世帯	要件非該当 (基準日住民登録なし)	37 世帯	要件非該当 (その他)	15 世帯	その他 (連絡不通等)	1 世帯
項目	数値	備考																																										
① 確認書等発送件数	95,499 件																																											
② 確認書等受付件数	85,925 件	受付率(②/①)：89.97%																																										
③ 支給件数	85,282 件	支給率(③/②)：99.25%																																										
④ 支給金額	4,264,100 千円	支給額：1 件 5 万円																																										
⑤ 未徴収の返納金	1,350 千円																																											
⑥ 未支給世帯数 (①-③)	10,217 世帯																																											
(未支給世帯の内訳)	未申請 (①-②)	9,574 世帯																																										
	支給不可	314 世帯																																										
	支給不可の内訳																																											
	世帯主の死亡による世帯消滅	23 世帯																																										
	辞退 (本人申告による非該当含む)	106 世帯																																										
	要件非該当 (課税)	97 世帯																																										
	要件非該当 (被扶養)	35 世帯																																										
	要件非該当 (基準日住民登録なし)	37 世帯																																										
	要件非該当 (その他)	15 世帯																																										
	その他 (連絡不通等)	1 世帯																																										

2 家計急変世帯の支給状況（2月14日現在）

項目	数値	備考
① 申請書受付件数	991 件	
② 支給件数	695 件	支給率(②/①)：70.13%
③ 支給金額	34,750 千円	支給額：1件5万円
④ 支給不可世帯数	211 世帯	
(支給不可の内訳)	収入超過・所得超過	100 世帯
	辞退	6 世帯
	要件非該当（被扶養）	7 世帯
	要件非該当（減収なし）	83 世帯
	要件非該当（申請時住民登録なし）	4 世帯
	要件非該当（その他）	9 世帯
	その他（連絡不通等）	2 世帯

3 申請勧奨の取り組み

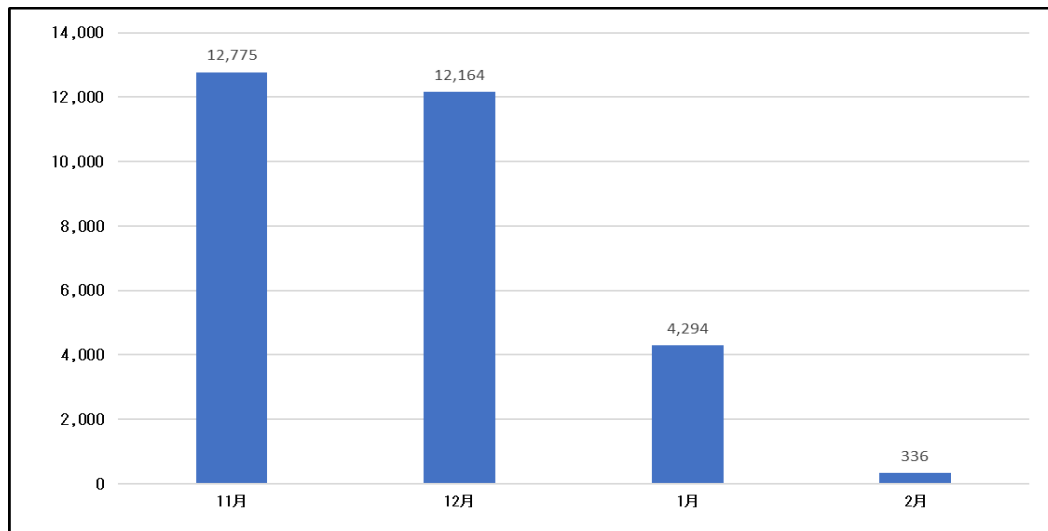
- (1) 町会・自治会あてに家計急変世帯向けのポスター・チラシを配布し、掲示板への掲示及び回覧を依頼したほか、住区センターあてにも同様のチラシを配布し、周知を依頼（11月中旬）
- (2) 北千住駅（TX）、竹ノ塚駅、梅島駅の情報スタンドへの家計急変世帯向けのチラシ配架に加え、足立成和信用金庫にも同様のチラシを配布し周知を依頼（12月）
- (3) ウクライナ避難民に、英語、ロシア語、ウクライナ語に翻訳した案内文を対象世帯に送付し、確認書提出を促進（12月中旬）
- (4) 介護サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者に対して、サービス利用者への申請促進を依頼（12月23日）
- (5) 自立支援センター「墨田寮」に、荒川河川敷周辺の路上生活者の方への給付金の周知を依頼（1月中旬）
- (6) 未申請世帯に再勧奨のお知らせを発送（1月11日）
- (7) あだち広報、区ホームページ、SNSを活用し、随時、申請期限の周知を実施

4 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

(1) 専用コールセンター

- ア 開設期間 11月1日～2月28日
- イ 対応総件数 29,569件（2月14日現在）
- ウ 執行体制 委託事業者
- 11月 1日（火）～11月 4日（金）：10回線
- 11月 7日（月）～11月30日（水）：30回線
- 12月 1日（木）～12月 9日（金）：20回線
- 12月12日（月）～12月16日（金）：10回線
- 12月19日（月）～ 1月20日（金）：15回線
- 1月23日（月）～ 1月31日（火）：10回線
- 2月 1日（水）～ 2月28日（火）： 5回線

【専用コールセンター月別件数】



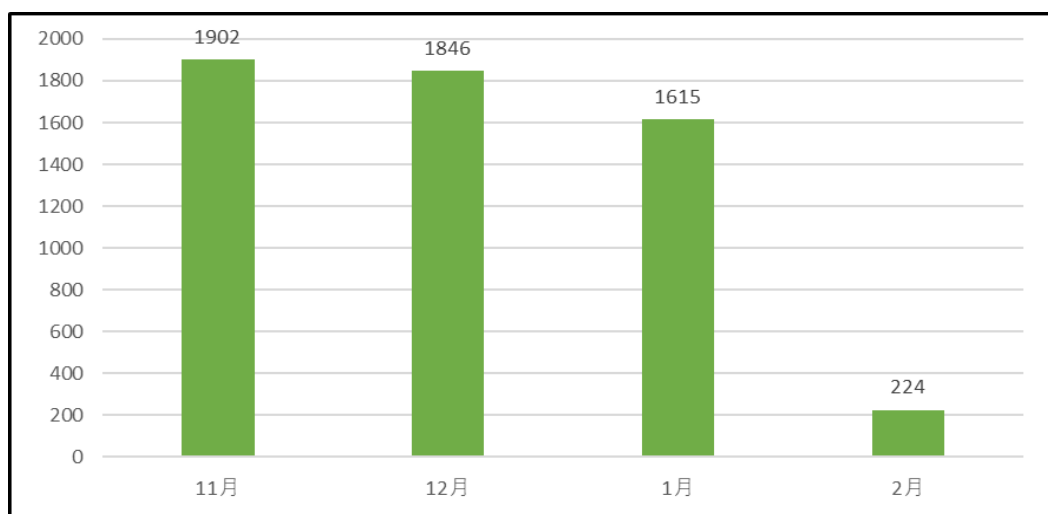
【主な問い合わせ内容】

- ・ いつ振り込まれるか教えてほしい。
- ・ 自分が支給対象かどうか教えてほしい。

(2) 申請相談支援窓口（区役所1階アトリウム）

- ア 開設期間 11月1日～2月17日
 イ 対応総件数 5,587件（2月14日現在）
 ウ 執行体制 人材派遣職員 最大5名／日

【申請相談支援窓口月別件数】



5 二重支給の返納状況について

(1) 返納状況（2月14日現在）

	世帯数	金額
返納対象	327世帯	1,635万円
返納済み	300世帯	1,500万円
未返納	27世帯	135万円

(2) 未返納世帯への対応

引き続き、電話や訪問により返納を求めていく。また、福祉や介護等で支援につながっている世帯に対しては、関係所管と連携し、ご家族、ご親族等に返納いただけるよう丁寧な説明・話し合いを進めていく。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	区独自の「あだちから」生活応援臨時給付金事業の支給実績について																																								
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																																								
内容	「あだちから」生活応援臨時給付金について、令和4年9月30日をもって申請期限が終了したため、支給実績を以下のとおり報告する。 1 支給状況 <table> <tr> <th>項目</th><th>数値</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>① 申請書発送件数</td><td>70,901 件</td><td>[内訳] ・ 区課税世帯 : 53,849 件 ・ 他自治体課税世帯 : 17,052 件</td></tr> <tr> <td>② 申請書受付件数</td><td>49,644 件</td><td>受付率(②/①) : 70.02%</td></tr> <tr> <td>③ 支給件数</td><td>48,352 件</td><td>支給率(③/②) : 97.40%</td></tr> <tr> <td>④ 支給金額</td><td>4,835,200 千円</td><td>支給額 : 1 件 10 万円</td></tr> <tr> <td>⑤ 未支給世帯数 (①-③)</td><td colspan="2">22,549 世帯</td></tr> <tr> <td rowspan="10">(未支給世帯の内訳)</td><td>未申請 (①-②)</td><td>21,257 世帯</td></tr> <tr> <td>支給不可</td><td>1,292 世帯</td></tr> <tr> <td colspan="2">支給不可の内訳</td></tr> <tr> <td>世帯主の死亡による世帯消滅</td><td>5 世帯</td></tr> <tr> <td>辞退</td><td>6 世帯</td></tr> <tr> <td>所得超過</td><td>446 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当 (非課税)</td><td>353 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当 (基準日住民登録なし)</td><td>9 世帯</td></tr> <tr> <td>要件非該当 (その他)</td><td>12 世帯</td></tr> <tr> <td>その他 (連絡不通等)</td><td>461 世帯</td></tr> </table> ※ ①申請書発送件数と②申請書受付件数の乖離の主な要因 (他自治体課税世帯) - 令和3年1月2日以降に区に転入し、他自治体で課税されている17,052世帯は区で所得金額を把握できないため、対象の可能性があると判断して申請書を発送したが、受付は約2,800世帯であった。未申請の多くは、支給要件の「世帯の合計所得金額200万円以下」に当たらないと判断し、申請しなかったものと思われる。 (重ねて受給できない国の給付金受給世帯) - 約1,000世帯が国の非課税世帯に対する給付金や家計急変世帯に対する給付金を受給したため未申請となった。		項目	数値	備考	① 申請書発送件数	70,901 件	[内訳] ・ 区課税世帯 : 53,849 件 ・ 他自治体課税世帯 : 17,052 件	② 申請書受付件数	49,644 件	受付率(②/①) : 70.02%	③ 支給件数	48,352 件	支給率(③/②) : 97.40%	④ 支給金額	4,835,200 千円	支給額 : 1 件 10 万円	⑤ 未支給世帯数 (①-③)	22,549 世帯		(未支給世帯の内訳)	未申請 (①-②)	21,257 世帯	支給不可	1,292 世帯	支給不可の内訳		世帯主の死亡による世帯消滅	5 世帯	辞退	6 世帯	所得超過	446 世帯	要件非該当 (非課税)	353 世帯	要件非該当 (基準日住民登録なし)	9 世帯	要件非該当 (その他)	12 世帯	その他 (連絡不通等)	461 世帯
項目	数値	備考																																							
① 申請書発送件数	70,901 件	[内訳] ・ 区課税世帯 : 53,849 件 ・ 他自治体課税世帯 : 17,052 件																																							
② 申請書受付件数	49,644 件	受付率(②/①) : 70.02%																																							
③ 支給件数	48,352 件	支給率(③/②) : 97.40%																																							
④ 支給金額	4,835,200 千円	支給額 : 1 件 10 万円																																							
⑤ 未支給世帯数 (①-③)	22,549 世帯																																								
(未支給世帯の内訳)	未申請 (①-②)	21,257 世帯																																							
	支給不可	1,292 世帯																																							
	支給不可の内訳																																								
	世帯主の死亡による世帯消滅	5 世帯																																							
	辞退	6 世帯																																							
	所得超過	446 世帯																																							
	要件非該当 (非課税)	353 世帯																																							
	要件非該当 (基準日住民登録なし)	9 世帯																																							
	要件非該当 (その他)	12 世帯																																							
	その他 (連絡不通等)	461 世帯																																							

※ ③支給件数には、支給決定後の死亡で承継人不明により、支給できなかったため法務局へ供託した2世帯分を含む。

2 申請勧奨の取り組み

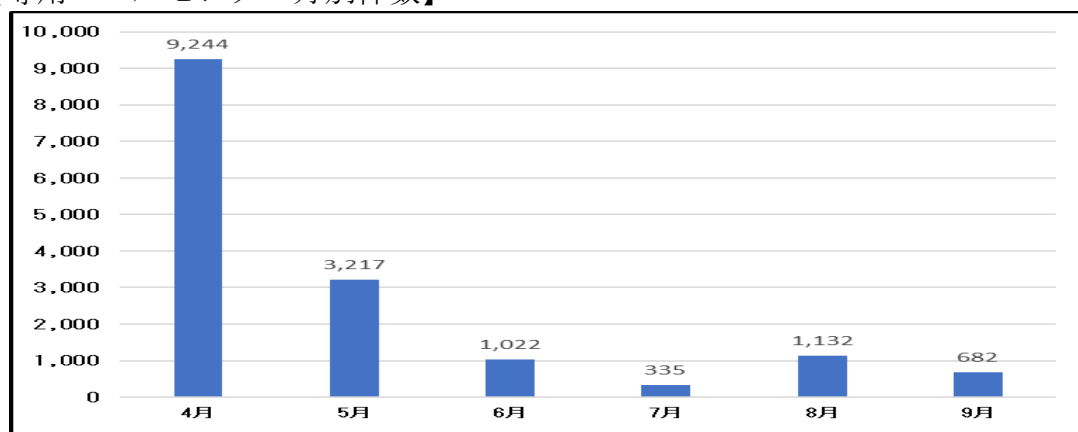
- (1) 未申請の区課税世帯へ申請書を再発送（7月29日以降順次）
- (2) あだち広報、区ホームページ、SNSを活用し、随時、申請期限の周知を実施

3 支給に係る取り組み

- (1) 専用コールセンター

ア 開設期間	4月13日～9月30日
イ 対応総件数	15,632件
ウ 執行体制	委託事業者
	4月13日（水）～4月19日（火）：12回線
	4月20日（水）～4月26日（火）：20回線
	4月27日（水）～5月12日（木）：10回線
	5月13日（金）～6月10日（金）：5回線
	6月13日（月）～9月30日（金）：3回線

【専用コールセンター月別件数】



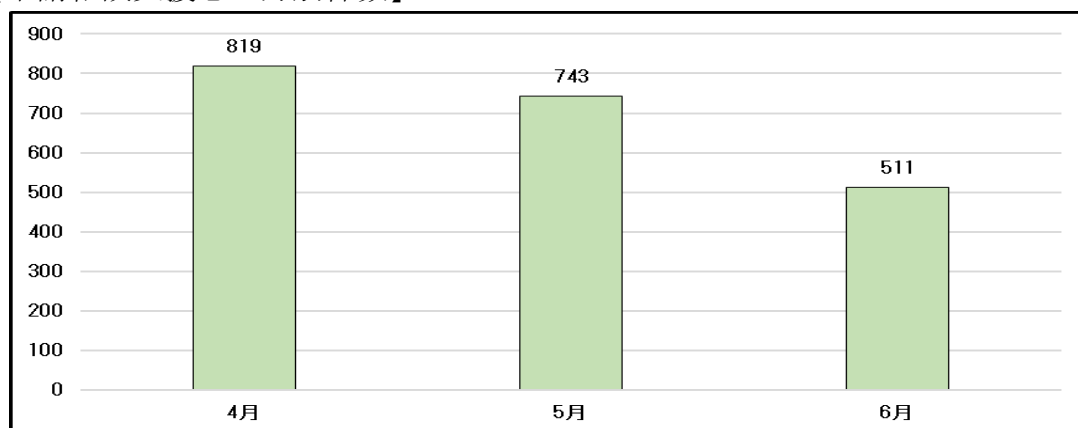
【主な問い合わせ内容】

- ・ いつ振り込まれるか教えてほしい。
- ・ 自分が支給対象かどうか教えてほしい。

- (2) 申請相談支援窓口

ア 開設期間	4月13日～6月17日
イ 相談支援件数	2,073件
ウ 執行体制	人材派遣職員 最大4名／日

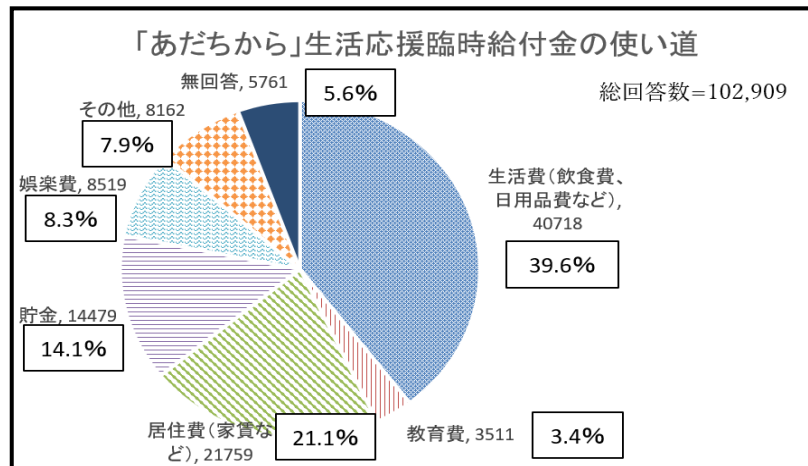
【申請相談支援窓口月別件数】



4 「あだちから」生活応援臨時給付金の使い道に関するアンケート結果

- (1) 提出世帯数 48,352世帯（うち無回答世帯5,761世帯）
- (2) 総回答数 102,909件
- (3) 「その他」の使い道
 - ・ 家の修理
 - ・ 家電購入
 - ・ 医療費、薬代など
 - ・ 税金や保険料の支払い

【アンケート集計結果】



5 支給実績から見てきたこと

- (1) 国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の対象と同程度の所得でありながら、扶養親族の有無や家族構成の関係で課税されている世帯へ支給できたことから、感謝の声を多数いただいた。
- (2) 給付金の使い道について、約7割が生活費、住居費、教育費であった。一方で、約2割は貯金や娯楽費であり、給付目的とは異なる使われ方となった。
- (3) 事業開始後に対象世帯が一部重複する国の「令和4年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」が実施されたため、重ねて受給できないことをご理解いただくのに苦慮した。

令和 4 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 5 年 3 月 2 2 日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	地域包括支援センター新田の受託法人の変更について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課
内容	令和 5 年 4 月 1 日から、地域包括支援センター新田の受託法人が変更になるため、報告する。 1 施設概要 (1) 法人名：社会福祉法人 白寿会（理事長 川名 美枝子） (2) 施設名：地域包括支援センター新田 (3) 場 所：新田三丁目 4 番 1 0 号 2 業務名 地域包括支援センター新田の事業業務委託 3 担当地域 新田、宮城、小台 4 現在の受託者 社会福祉法人 愛寿会 5 業務期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで ※ 履行状況が良好な場合に限り、最長 5 回まで（令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで）契約を更新することができる。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	地域密着型サービス事業者の新規指定及び廃止について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	地域密着型サービス事業者の新規指定及び廃止について、以下のとおり報告する。 1 新規指定 5事業所 (1) 新規事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区古千谷本町一丁目14番18号 ル・ポーズ1階 運営法人 株式会社リアン 事業所名 KIZUNASPA足立舎人店 利用定員 10名 指定年月日 令和4年11月1日 (2) 新規事業所 【認知症対応型通所介護】(南西地区) 事業所所在地 足立区新田一丁目21番20号 運営法人 社会福祉法人新生福祉会 事業所名 デイサービスセンター新田楽生苑 利用定員 12名 指定年月日 令和4年11月1日 (3) 新規事業所 【認知症対応型共同生活介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区保木間五丁目14番4号 運営法人 株式会社フロンティアの介護 事業所名 グループホーム ほきまの憩 利用定員 18名 指定年月日 令和4年11月1日

- | | |
|-----------|----------------------|
| (4) 新規事業所 | 【地域密着型通所介護】(北東地区) |
| 事業所所在地 | 足立区南花畑四丁目8番3号 |
| 運営法人 | 福寿合同会社 |
| 事業所名 | 福寿きらり |
| 利用定員 | 10名 |
| 指定年月日 | 令和4年12月1日 |
| | |
| (5) 新規事業所 | 【認知症対応型共同生活介護】(南西地区) |
| 事業所所在地 | 足立区梅島二丁目34番8号 |
| 運営法人 | 株式会社日本アメニティライフ協会 |
| 事業所名 | 花物語あだち |
| 利用定員 | 16名 |
| 指定年月日 | 令和4年12月1日 |

2 廃止事業所

3 事業所

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 廃止事業所 | 【認知症対応型共同生活介護】(南西地区) |
| 事業所所在地 | 足立区梅島二丁目34番8号 |
| 運営法人 | 有限会社杏友社 |
| 事業所名 | グループホーム杏友苑 |
| 利用定員 | 16名 |
| 廃止年月日 | 令和4年11月30日 |
| | |
| (2) 廃止事業所 | 【地域密着型通所介護】(北西地区) |
| 事業所所在地 | 足立区鹿浜八丁目4番7号 |
| 運営法人 | 株式会社ZEN |
| 事業所名 | デイサービス そら |
| 利用定員 | 10名 |
| 廃止年月日 | 令和4年12月23日 |
| | |
| (3) 廃止事業所 | 【地域密着型通所介護】(北西地区) |
| 事業所所在地 | 足立区東伊興二丁目14番11号 |
| 運営法人 | Care Bank株式会社 |
| 事業所名 | デイサービスら・じょわ足立東伊興 |
| 利用定員 | 10名 |
| 廃止年月日 | 令和4年12月31日 |

令和 4 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 5 年 3 月 2 2 日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和 4 年度地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募結果について																		
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																		
内容	地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募について、結果を報告する。 1 公募結果 選定事業者なし 2 申込事業者数 <table border="1"> <tr> <th>No.</th><th>種 類</th><th>募集数</th><th>申込数</th></tr> <tr> <td>1</td><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>2</td><td>小規模多機能型居宅介護</td><td>2</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>3</td><td>看護小規模多機能型居宅介護</td><td>1</td><td>なし</td></tr> </table> 3 選定審査会 (1) 第一次（書類審査） 令和 4 年 8 月 3 0 日（火） 認知症高齢者グループホームの公募において、1 法人が第一次審査を通過した。 (2) 第二次（ヒアリング） 第二次審査前に、第一次審査を通過した法人が辞退したため、第二次審査は実施しなかった。 4 その他 事業者の応募が増加するよう、公募の実施方法について検討する。			No.	種 類	募集数	申込数	1	認知症高齢者グループホーム	1	1	2	小規模多機能型居宅介護	2	なし	3	看護小規模多機能型居宅介護	1	なし
No.	種 類	募集数	申込数																
1	認知症高齢者グループホーム	1	1																
2	小規模多機能型居宅介護	2	なし																
3	看護小規模多機能型居宅介護	1	なし																

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和4年度特別養護老人ホームの整備・運営事業者の公募結果について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	特別養護老人ホームの整備・運営事業者の公募を行い、足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会による審査の結果、以下のとおり、民有地1か所、区有地1か所の事業者を選定したので報告する。 1 民有地を活用した整備（令和4年6月公募、令和4年10月選定） （1）選定事業者 ア 事業者名 社会福祉法人経山会 イ 所在地 岡山県総社市久米48-1 （2）申込事業者数 2事業者 （3）整備概要 ア 整備地 足立区花畑三丁目1-1～1-9（1-7除く） 敷地面積 2545.95㎡ イ 施設内容（予定） 延床面積 約6418.85㎡ 6階建て、鉄骨造 特別養護老人ホーム（153床） 内訳：ユニット型個室 123床 従来型多床室 30床 併設：ショートステイ 15床 防災倉庫 防災拠点型地域交流スペース ウ 開設予定時期 令和7年8月 2 区有地を活用した整備（令和4年9月公募、令和5年1月選定） （1）選定事業者 ア 事業者名 社会福祉法人ファミリー イ 所在地 青森県三戸郡五戸町字姥堤34番1

(2) 申込事業者数 7事業者

(3) 整備概要

ア 整備地 (旧本木東小学校跡地)

足立区本木一丁目448番4の一部

敷地面積 約4996.79㎡

イ 施設内容 (予定)

延べ床面積 約8348.83㎡

6階建て、鉄筋コンクリート造

特別養護老人ホーム (153床)

内訳: ユニット型個室 99床

従来型個室 9床

従来型多床室 45床

併設: ショートステイ 20床

認知症対応型通所介護

居宅介護支援事業所

防災倉庫

防災拠点型地域交流スペース

※ 420.02㎡ (トイレ等の付帯設備除く)

※ 6階建ての6階、第一次避難所として指定予定

※ 平時は、地域交流イベント、勉強会の開催や町会・自治会等への貸出、子どもの居場所づくり事業への協力として活用予定

※ 第一次避難所として指定予定

ウ 開設予定時期

令和7年12月

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

＜審議事項・報告事項・**情報連絡事項**＞

件名

令和4年度「第8回子どもの健康・生活実態調査」の実施結果（概要）について

所管部課

あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課
衛生部 こころとからだの健康づくり課
教育指導部 教育政策課、教育指導課、学校運営部 学務課

内容

令和4年10月に実施した第8回「子どもの健康・生活実態調査」について、実施結果（概要）を連絡する。

なお、今回で、平成27年の小学1年生から追跡調査を行ってきた対象者1の調査が終了となる。

1 調査の概要

（1）目的

全ての子どもたちが自分の将来に夢や希望が持てる地域社会の実現に向けて、子どもの健康と生活の実態を正確に把握し、子ども施策の評価や今後の対策に活用する。

（2）調査対象者

区立中学校に在籍する中学2年生全員

年度	H27 (1回目)	H28 (2回目)	H29 (3回目)	H30 (4回目)	R1 (5回目)	R2 (6回目)	R3 (7回目)	R4 (8回目)	R5 (終了)
対象者1	小1	小2		小4		小6		中2	
対象者2			小1		小1		小1		小1
対象者3		小4 小6 中2 (一部)		小6 中2 (一部)		中2 (一部)			

対象者1：同じ集団を追跡することで、継続的変化及び因果関係を調べる

対象者2：同じ年代を継続的に見て、政策（妊娠期支援等）を評価する

対象者3：他年代の実態把握及び対象者1との比較

(3) 調査方法

無記名アンケート方式により、区が学校を通じて質問票・回答票の配付・回収を行い、東京医科歯科大学と国立研究開発法人国立成育医療研究センターが結果の集計・分析を実施した。

(4) 調査内容

子どもの健康状態や生活習慣、保護者自身の健康状態や子どもとの接し方、経済状況等（食習慣、歯磨き習慣、生活リズム、自己肯定感、就業状況、世帯の収入、社会的つながり等）

(5) 回答票の回収件数

	調査 対象者数 a	回答票 回収件数 b	回答票 回収件数 b/a(%)
中学2年生	4,396 (5,355)	3,816 (4,489)	86.8 (83.8)

※ ()内は、同じ対象者の調査を実施した令和2年度の実績値

2 主な調査結果（概要）

別添資料、情報連絡事項10-1

「令和4年度 報告書 【概要版】」参照

3 結果返却及び追跡調査協力依頼の同封について

報告書【概要版】については、印刷及び封入封緘が終わり次第、各学校、対象者へ配付する。

また、対象者（中2）に対する東京医科歯科大学による高校生以降の追跡調査「足立区子どもの健康・生活習慣に関する縦断研究」についても、東京医科歯科大学の協力依頼文を概要版配付時に同封を予定している。

4 今後の方針

- (1) 引き続き集計結果の分析を続け、より詳細な調査結果がまとまり次第、区ホームページに公表する。
- (2) 小学1年生から追跡してきた対象者1の調査が終わる節目となるため、令和5年度4月に、本調査の中心である東京医科歯科大学藤原教授によるこれまでの調査結果の報告会の実施を予定し、準備を進めていく。
- (3) 令和5年度に対象者2（小学1年生）の第9回調査を予定している。その後の調査の展開については、これまでの成果や方法等を考慮しながら、関係者と協議していく。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	「第3期子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託」の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課
内容	子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託プロポーザル選定委員会による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。 1 業務名 子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託 2 業務目的、内容 (1) 保護者ニーズの調査・分析 (2) 第3期計画書の策定支援 3 特定した相手方 (1) 事業者名 株式会社名豊（代表取締役 小池 武史） (2) 所在地 愛知県名古屋市中区松原二丁目2番33号 4 申込事業者数 2事業者 5 第2期の受託者 (1) 保護者ニーズの調査・分析 株式会社アストジェイ (2) 計画策定支援 株式会社名豊 6 提案価格 13,439,800円（税込） 7 業務期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日 8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント (1) 社会保障コンサルタントとしてのノウハウがあり、他自治体における同種の業務実績が豊富で、効果的かつ適切な業務の遂行が期待できる。

(2) 全国の地方自治体のノウハウの活用とともに、子ども・子育て支援に関連する国の最新動向を基にした調査・計画策定支援が期待できる。

(3) 国の制度改正及び区の関連計画との整合性を図り、現状からみる課題等を正確に捉えた策定コンセプトの提案が期待できる。

9 特定までの経緯

(1) 公募期間

令和4年10月31日から令和4年11月9日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	令和4年 10月25日	選定方法や評価項目等の確認	—
第2回	令和4年 12月6日	第一次選考（提案書提出者の選定：書類審査）	2事業者
第3回	令和5年 1月24日	第二次選考（事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング）	2事業者

イ 委員構成（計5名）

種別	氏名	団体名称・役職
学識経験者	齊藤 多江子 【委員長】	日本体育大学 児童スポーツ教育学部 教授
区 民	片野 和恵	足立区女性団体連合会 会長
	高祖 常子	あだちファミリー・サポート・センター 提供会員（サービス提供者）
区職員	馬場 優子	衛生部長
	上遠野 葉子	子ども家庭部長

ウ 審査項目及び審査結果

別紙、情報連絡事項11-1「子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託提案書提出者選定結果（第一次）及び提案書特定結果（第二次）」のとおり

10 今後の方針

令和5年4月1日からの事業開始に向け、事業者と調整し、事前の準備を進める。

子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託 提案書提出者選定結果(第一次)

業務名：子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託				配点		業者名	
評価項目						第一順位	第二順位
						得点	得点
項番	分類		指標				
1	経営状況 80点	経営基盤及び経営状態は良好か	良好な財務状況であり、安定的な経営が可能であるか(税理士による総合評価に基づき配点)	80	80	80	80
2	専任性 80点	当該業務に専念できる時間が十分か	手持ち業務の件数(本委託業務を除き概ね2案件以内)とその割合が当該業務に影響を与えないか	80	80	80	80
3	業務執行技術力 120点	業務遂行のための知識・経験を有しているか	4件以上の同種、類似業務を行ったことがあり、十分成果が期待できるか	80	120	80	72
4			15年以上の業務経歴を有する者を主担当とし、十分な体制か	40		40	40
5	業務遂行力 80点	業務遂行体制は妥当か	3名以上を業務担当者とし、十分な体制か	40	80	40	40
6			委託内容を更に充実させる協力体制等がとられているか	40		34	26
7	履行保証力 瑕疵担保力 40点	履行保証は十分か 瑕疵に対する責任力は十分か	自己資本比率により業務履行の安定度を評価する 瑕疵に対する責任力(賠償責任保険の加入状況)を評価する	40	40	24	24
合 計				-	400	378	362

※委員1名欠席のため、一次審査と二次審査の合計点に相違がある

※合計6割以上を提案書特定の基準とした

項番	評価項目			加 点	—	得点	
	分類	説明	評価基準(得点)				
8	区内業者	区内に本店がある場合	委員一人あたり10%を加点	40	—	0	0
総 計						378	362
得 点 率						85.9%	82.3%

子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託 提案書特定結果(第二次)

業務名：子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託					配点		業者名	
項番	評価項目			第一順位			第二順位	
	分類		指標	得点			得点	
1	業務の理解度 75点	当該業務への理解度は十分か、新制度に対する専門性の高さが感じられるか	業務目的や内容を十分に理解し、専門性が高いか	75	75	57	54	
2	提案内容の 的確性 150点	的確に区の現状と方向性を把握し、課題が整理されているか	区の現状や地域特性を的確に捉え、区の課題が十分に整理されているか	75	150	60	36	
3		必要かつ適切な施策が提案されているか、具体的で実現可能な提案となっているか	必要かつ適切な施策で、かつ具体的で極めて実現性の高い提案となっているか	75		54	45	
4	業務遂行力 150点	経営基盤及び経営状態は良好か	良好な財務状況であり、安定的な経営が可能であるか(税理士による総合評価に基づき配点)	25	150	25	25	
5		履行保証は十分か 瑕疵に対する責任力は十分か	自己資本比率により業務履行の安定度を評価する 瑕疵に対する責任力(賠償責任保険の加入状況)を評価する	25		15	15	
6		当該業務に専任でき、時間は十分に確保されているか	従事予定者3名以上とし、手持ち業務の件数(本委託業務を除き概ね2案件以内)とその割合が当該業務に影響を与えないか	50		36	36	
7		実施スケジュール等は明確で的確か 業務の実施体制は妥当か	ニーズ調査、データ分析、計画策定の工程表が具体的かつ的確であり、区との連絡調整の仕組みが具体的に妥当であるか	50		38	38	
8	法令順守 25点	個人情報保護対策が具体的に示されているか その他法令順守について見識を持っているか	個人情報保護の方針・考え方が適切であるか 守秘義務等の法令順守の徹底について見識があるか	25	25	23	22	
9	事業者の信頼 度(プレゼンテーション) 100点	提案書とプレゼンテーションの内容に矛盾はないか	プレゼンテーションを踏まえて評価する	25	100	22	19	
10		業務従事者の取組意欲は十分か 質問に対し明快かつ的確に答えられているか	プレゼンテーションを踏まえて評価する	25		19	17	
11		資料作成力が十分備わっているか	プレゼンテーションを踏まえて評価する	50		46	30	
合 計					-	500	395	337

※合計6割以上を提案書特定の基準とした

項番	評価項目			加 点	—	得点	
	分類	説明	評価基準(得点)				
12	区内業者	区内に本店がある場合	委員一人あたり5%を加点	25	—	0	0
13	ISO14001、ワークライフバランス認定等及び選定委員会が認めた社会的・地域的貢献活動の数		委員一人あたり3%を加点	15	—	3.95	10.11
総 計						399.0	347.1
得 点 率						73.9%	64.3%

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	あだちっ子歯科健診事業の充実について																											
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課、衛生部 データヘルス推進課																											
内容	1 課題と方向性 平成27年度よりあだちっ子歯科健診を実施した結果、年少、年中、年長児の全年齢で、むし歯のある子どもの割合は大きく減少してきた。 一方、むし歯の本数が多い、未処置のままむし歯が放置されているなど、個別課題も見えてきた。これらの課題解決のため、足立区歯科医師会と検討を重ねた方向性について、以下のとおり報告する。																											
	2 歯科健診の見直しについて																											
	(1) 現状と対応策																											
	ア 施設通園児における令和3年度歯科健診受診率は98.7% (令和2年度98.6%) と約200人が未受診であった。 ⇒ <u>健診日を再度設定する等、欠席児を受診に繋いでいく。</u>																											
	イ 歯科健診医の負担感に合わせた改善が必要である。 ⇒ <u>健診実施における必要物品費用も含め、委託料の見直しを行う。</u>																											
	(2) 委託料の見直し (案)																											
	<table><tr><th colspan="2"></th><th>現 行</th><th>変更後</th></tr><tr><td colspan="2">単 価</td><td>601円</td><td>750円 (+149円)</td></tr><tr><td rowspan="3">健診料 (園児一人あたり)</td><td>健診費用</td><td>601円 (H14年から据置)</td><td>650円 (+49円)</td></tr><tr><td>デンタルミラーの滅菌費用</td><td>歯科医師会で負担</td><td rowspan="2">100円 (新規で単価に含める)</td></tr><tr><td>感染症対策物品費用</td><td>区から現物支給</td></tr><tr><td colspan="2">下限額(健診料+健診基本料)</td><td>園児50人以下 45,000円</td><td>園児28人以下 36,000円</td></tr><tr><td colspan="2">健診基本料 (1施設あたり)</td><td>15,000円</td><td>変更なし</td></tr></table>					現 行	変更後	単 価		601円	750円 (+149円)	健診料 (園児一人あたり)	健診費用	601円 (H14年から据置)	650円 (+49円)	デンタルミラーの滅菌費用	歯科医師会で負担	100円 (新規で単価に含める)	感染症対策物品費用	区から現物支給	下限額(健診料+健診基本料)		園児50人以下 45,000円	園児28人以下 36,000円	健診基本料 (1施設あたり)		15,000円	変更なし
			現 行	変更後																								
	単 価		601円	750円 (+149円)																								
	健診料 (園児一人あたり)	健診費用	601円 (H14年から据置)	650円 (+49円)																								
デンタルミラーの滅菌費用		歯科医師会で負担	100円 (新規で単価に含める)																									
感染症対策物品費用		区から現物支給																										
下限額(健診料+健診基本料)		園児50人以下 45,000円	園児28人以下 36,000円																									
健診基本料 (1施設あたり)		15,000円	変更なし																									
【参考】法定健診委託料と比較すると差が生じている																												
法定健診との比較 【衛生部】法定健診 (1歳6か月児・3歳児) 926円×80人=74,080円 増額要素として、 健診内容拡充の負担分、 感染症対策物品購入費を含む ※法定健診において、感染症 対策物品は現物支給 差 11,000円 63,080円 @601×80人 +基本料 15,000円 75,000円 @750×80人 +基本料 15,000円 現行 変更後																												

3 園歯科医モデル事業の実施について

(1) 現状と対応策

ア 「むし歯の本数が多い子ども」「未処置のまま放置している子ども」の保護者の歯に対する意識や知識が不足している。

⇒専門家（歯科医師）による歯科保健指導を実施

イ 施設における歯みがき教室・保健指導等の取組内容に差があり、施設職員の知識や技術が不足している。

⇒専門家（歯科医師）による園職員のスキルアップを図る。

(2) 実施内容

		項 目	園歯科医の役割	想定時間
1		あだちっ子 歯科健診	園歯科医としての視点で実施	
2	新 規	歯科保健指導 ・ 歯科相談	ア 園児の口腔内状況を職員に説明 イ 保護者の質問・相談等に対応 ウ 保護者会やお便りで啓発を実施	1.5 時間
3		園職員向け 研修	園職員の歯・口腔に関する知識向上 を図る (例)職員会議で講話やミニ学習会等を実施	1.5 時間
4		応急処置等 の対応	歯の破折・打撲等、応急処置の対応	随時
5		保健年間計画 (歯科)への 助言・支援	歯科健診結果から、取り組みへの 助言・支援を実施	1 時間

(3) モデル園（3園）

区立 本木保育園、上沼田保育園、大谷田第一保育園

※ むし歯がある子どもの割合が高い、看護師が在籍する園から選定

(4) 委託料（案）

年間 60,000円（税込）

【積算根拠】 報償費単価（医師） 1時間13,700円

約4時間の業務量と試算 = 60,280円
（税込）

4 今後の方針

(1) 歯科健診委託料については、法定健診単価水準に準じ、適宜見直しを行う。

(2) 園歯科医モデル事業については、実施内容の効果検証を行い制度設計を進める。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について
所管部課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、私立保育園課
内容	私立認可保育所に対して実施した子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく令和4年度一般指導検査の結果について報告する。 1 実施施設数 私立認可保育所 59施設（全112施設中） ※ 上記のうち、2施設については一部審議中 2 指摘等の件数（括弧内は令和3年度件数） （1）文書指摘：36件（25件） 支援法等関係法令等に違反する事項 （2）口頭指導：97件（53件） 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項 3 検査結果の特徴 文書指摘、口頭指導ともに昨年度より増となった。 （1）施設内で発生した事故について所管課への報告を失念してしまい、指摘されるケースが多かった。 （2）午睡時の仰向け寝の徹底については、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策の上で重要との意識が施設内で十分に浸透しておらず、課題が確認された。 （3）事故防止等の各種マニュアルは作成されているものの、施設内で共有されているか否か確認できない施設が多くみられた。職員会議や研修等により施設内での共有を深めるよう改善指導を行った。 4 検査結果（文書指摘及び主な口頭指導の内容）と改善への対応 （別紙、情報連絡事項13—1参照）

検査結果と改善への対応

※ 括弧書きは令和3年度件数。また、一部審議中の3園を除く

文 書 指 摘	1 事件・事故等の発生が区へ報告されていない：10件（9件）
	➡ 事件・事故等の情報を区と共有することの必要性を伝え、都や区が発出している関連通知を参照しながら、報告が求められている事件・事故等の発生時は速やかに区へ報告することを指示した。
	2 仰向け寝の徹底が不十分：8件（2件）
	➡ 当日、乳幼児突然死症候群予防のための仰向け寝について、その意義や重要性を説明の上、改めて全職員に徹底するよう指導した。また、睡眠時チェック表が正確に記載されていないケースも見受けられたため、睡眠時の確認の仕方や記録の書き方について園内研修を行う等、改善の取組を報告するよう指示した。
	3 委託費の国通知の範囲を超えた本部会計への繰入れ等：7件（1件）
	➡ 超過分を園会計へ戻すよう指示した。委託費の弾力運用に関する国通知の理解不足が確認されたため、改めて会計担当者等に対し国通知の説明と遵守を指示した。
	4 教育・保育施設の自己評価が行われていない：3件（3件）
	➡ 今年度中に実施し、評価後資料を区へ送付するよう指示した。
	5 重要事項に関する規程が園内の見やすい場所に掲示されていない：3件（0件）
	➡ 園の利用申込者が目にすることができる園内の見やすい場所に掲示することを、検査の場で園長と確認した。
	6 人権への配慮に課題のある保育が行われていた：2件（4件）
	➡ 子どもを注意する過程で行き過ぎた対応をしてしまうケースが確認された。当日、当該職員及び園長に対し子どもの人権について指導した上で、法人及び施設として再発防止のための組織的な取組や職員育成計画等の改善策を提示するよう指示した。
	7 保護者に金銭の支払を求める理由の説明が書面でされていない：2件（2件）
	➡ 園帽販売代金等について、金額等の説明が書面で行われていなかった。保護者に代金の支払を求める際は、事前に用途、金額及び理由を書面により明らかにするよう指示した。
	8 転園先への園児の情報提供にあたり、保護者の同意を書面で得ていない：1件（0件）
	➡ 個人情報取扱いの重大性を改めて説示し、必ず書面同意を得るよう指示した。

口頭指導（主なもの）	1 事故予防と事故発生時対応のためのマニュアルが施設内で十分に共有されていない：20件（0件）
	➡ 令和4年度に追加した検査項目であり、多くの施設で口頭指導となった。改めて職員会議等でマニュアルを共有し、確認内容を記録するよう指導。巡回訪問等など訪問の機会に改善を確認する。
	2 地域の子育て家庭に対する支援が不十分：17件（8件）
	➡ コロナ禍において情報発信や支援の提供方法がわからず、地域の家庭に対する支援に踏み出せていないケースが多くみられた。園の掲示板や電話相談、SNSによる発信等、創意工夫により地域の子育て支援を積極的に行うよう指導した。
	3 職員異動届等の区への報告漏れ：15件（14件）
	➡ 人件費等補助金の返還が生じる可能性のある旨を説明し、職員の人事異動や長期休暇等の際は必ず区に報告するように指導した。なお、令和3年度の補助金超過分については、私立保育園課より返還通知の発出を行った。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進会議 資料

令和5年2月13日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果について
所管部課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども政策課、子ども施設入園課
内容	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設に対して実施した子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく令和4年度一般指導検査の結果について報告する。 なお、文書指摘、口頭指導の多い項目については全園に対して周知し注意喚起を行う。 1 実施施設数 (1) 幼稚園・認定こども園 6園（全16園中） (2) 認可外保育施設 2施設（全4施設中） 2 指摘等の件数（括弧内は令和3年度件数） (1) 幼稚園・認定こども園 ア 文書指摘：12件（7件） 支援法等関係法令等に違反する事項 イ 口頭指導：11件（8件） 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項 (2) 認可外保育施設 文書指摘：なし 3 検査結果の特徴 (1) 幼稚園・認定こども園 文書指摘、口頭指導ともに昨年度より増となった。 ア 事故防止に向けた研修が定期的に実施されていない園が6園中4園に見られた。 イ 事故の経過及び対応の記録が作成されていないなど、再発防止への対応の面でも課題が確認された。 ウ 例年、検査前に説明会を行っているが、今年度は新型コロナウイルス感染症第7波の影響を受け、資料配付で対応したことも一因と考える。 エ 私学助成から支援法による給付への移行年数が浅く、資料作成の難しさが生じている。改善に向け所管課とも連携し支援策を検討することも必要である。

(2) 認可外保育施設

令和4年度より指導検査を開始

今年度検査を実施した2園について文書指摘相当の事案は確認されなかった。

**4 検査結果（文書指摘及び主な口頭指導の内容）と改善への対応
（別紙、情報連絡事項14-1参照）**

検査結果と改善への対応

※ 括弧書きは令和3年度件数

文 書 指 摘	1 定期的に事故防止の研修等が実施されていない：4件（3件）
	➡ 事故発生防止委員会及び事故に対する教職員等に対する研修の実施について指導。開催日時や参加者、研修内容等について記録の提出により確認を行う。
	2 重要事項に関する規程（運営規程）が園内の見やすい場所に掲示されていない：2件（0件）
	➡ 園の利用申込者が目にすることができる園内の見やすい場所に掲示することを、検査の場で園長と確認した。
	3 事故予防及び発生時対応のための各種ガイドライン及びマニュアルが作成されていない：1件（0件）
	4 事故報告・改善策を周知徹底する体制が整備されていない：1件（0件）
	➡ 園内で事故が発生してから保護者への連絡、区への報告、園の対応及び改善策の構築に至るまでの流れが構築されていなかった。事故発生から改善に至るまでのフローチャートの提出を指示し確認する。
	5 事故の経過及び対応等の記録未作成：1件（0件）
	➡ 園児がトイレでけいれんを起こし、保護者に連絡の上救急搬送した事例について、事故報告書の作成を確認した。
	6 重要事項の内容について保護者への説明が行われていない：1件（0件）
	7 保護者に金銭の支払を求める理由の説明が書面でされていない：1件（0件）
	➡ スイミング指導代（月額1,000円）の支払を保護者に求めるにあたり、書面での説明が行われていなかった。今後保護者に対して代金の支払を求める際は、事前に使途、金額及び理由を書面により明らかにするよう指導した。
	8 保護者から徴収した費用に対して領収書が交付されていない：1件（0件）

□ 頭 指 導 (主 な もの)	1 事故予防と発生時対応のためのマニュアルの内容が不十分：3件（3件）
	➡ 園外保育、食物アレルギー対応等、作成されていないマニュアルについて作成を指導。巡回訪問など訪問の機会に改善を確認する。
	2 幼稚園幼児指導要録を小学校へ送付した記録が確認できない：1件（0件）
	➡ 原本とともに要録受取先の小学校が発行した受領書の保管を指導した。
	3 子どもの人権擁護、虐待防止に関する研修の実施が不十分：1件（0件）
	➡ 新型コロナウイルスの感染拡大及び人員不足を理由としていたが、動画配信講座の受講もあると説明し、来年度以降受講機会を確保するよう指導した。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について																			
所管部課	子ども家庭部 子ども施設運営課																			
内容	子ども施設指定管理者16施設の令和3年度業務について、足立区子ども施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。 1 開催日時・会場 令和4年10月28日（金） 午前9時から正午まで 本庁舎南館12階 1204会議室 2 主な業務内容 （1）保育事業の実施に係る業務 （2）施設の維持管理に関する業務 3 評価対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 4 委員会委員構成（計6名） <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>氏 名</th><th>役 職 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学識経験者 （有識者含む）</td><td>田代 恵美子</td><td>明治学院大学心理学部 教育発達学科 特命教授</td></tr> <tr> <td>鈴木 欽哉</td><td>公認会計士</td></tr> <tr> <td rowspan="2">関係団体代表</td><td>北島 小夜子</td><td>足立区民生・児童委員</td></tr> <tr> <td>松崎 顕治</td><td>青少年委員</td></tr> <tr> <td rowspan="2">区職員</td><td>上遠野 葉子</td><td>子ども家庭部長</td></tr> <tr> <td>田ヶ谷 正</td><td>生涯学習支援室長</td></tr> </tbody> </table>		種 別	氏 名	役 職 等	学識経験者 （有識者含む）	田代 恵美子	明治学院大学心理学部 教育発達学科 特命教授	鈴木 欽哉	公認会計士	関係団体代表	北島 小夜子	足立区民生・児童委員	松崎 顕治	青少年委員	区職員	上遠野 葉子	子ども家庭部長	田ヶ谷 正	生涯学習支援室長
種 別	氏 名	役 職 等																		
学識経験者 （有識者含む）	田代 恵美子	明治学院大学心理学部 教育発達学科 特命教授																		
	鈴木 欽哉	公認会計士																		
関係団体代表	北島 小夜子	足立区民生・児童委員																		
	松崎 顕治	青少年委員																		
区職員	上遠野 葉子	子ども家庭部長																		
	田ヶ谷 正	生涯学習支援室長																		

5 評価方法

(1) 担当課評価

提出資料の内容確認、指定管理者へのヒアリング、現地調査

(2) 委員会評価

提出資料の評価

<確認資料>

1	保守・点検完了報告書	12	全体・長期・短期計画
2	施設・設備点検完了報告書	13	小学校との連携
3	防災への配慮	14	食育計画
4	防犯への配慮	15	食事計画
5	事故への対応	16	食事提供
6	個人情報取扱い	17	保健計画
7	職員研修	18	乳幼児突然死症候群
8	会計経理	19	虐待等への対応
9	サービスの評価	20	保育衛生管理
10	保育の基本原則	21	調理室衛生管理
11	人権の尊重	22	安全確保

6 令和4年度評価内容の改定について

昨年度の評価委員会において委員からいただいた意見を踏まえて、以下のとおり改定を行った。

(1) 輪転機保守点検について

コピー機で代用が可能なため、評価項目から除外した。

(2) 火災・警備装置点検について

一部の園について警備の装置が当初から設置されていないことにより最低評価となっているため、是正した。

(3) 個人情報事故への対応について

発生していなければ最高評価だったものを、事故を未然に防ぐ積極的な取り組みについても評価に加えた。

(4) 利用者アンケートについて

結果のみで評価していたが、回収率についても評価項目として考慮するよう変更した。

7 令和3年度および令和4年度評価の実施比較

令和3年度はA+、A、A-、B+の4段階に分散していたが、前項6のとおり評価の見直しを行ったことに伴い、令和4年度はA+の評価を行った園はなく、A、A-、B+の3段階となり、評価を実施した15園中10園がA-という評価となった。なお、令和3年度から令和4年度へ評価ランクが上がった園は1園のみ（伊興大境・B+からA-）にとどまった。

令和3年度			令和4年度		施設名
A+	1園	⇒	A	1園	千住
A	7園	⇒	A	1園	竹の塚
		⇒	A-	6園	水神橋、さつき、興本、 新田おひさま、せきや、 竹の塚北
A-	5園	⇒	A-	3園	青井、やよい、青井おひさま
		⇒	B+	2園	谷在家、五反野
B+	2園	⇒	A-	1園	伊興大境
		⇒	B+	1園	東保木間

※ 新田さくら保育園は除く

8 委員会での主な意見と対応等

	委員会からの意見	対応策
1	アンケートの回収率を上げるよう園へ指導していくこと。	対象園には、保護者に提出を呼びかけるほか郵送以外の方法でも回答できるよう対応するなどし、回収率の向上に努めていただくよう要請する。
2	アンケートの項目が園により異なるため、比較することができるよう統一的な項目が設けられないか検討すること。	アンケート項目について統一的な項目を設けるよう見直していく。 なお、既に今年度のアンケートを実施している園もあるため、直近の第三者評価の結果についても評価の参考とする。
3	担当課の現地確認の際に不適切な行為が見られた事例があったが、一時的なものなのか恒常的なものなのか判断することができない。	不適切な行為については、その場で是正の指導を行った。その上で、子ども施設指導・支援課とも連携を図り、指導した内容が是正されているか他課が訪問した際にも確認を行っている。 その際に、改めて同内容の行為が見られた場合は、恒常的に行われていると判断し、さらなる指導を実施する。

9 評価結果の公表

評価結果の詳細は、足立区ホームページに令和5年2月に掲載した。

10 その他

今回の結果を指定管理者に説明し、今後の業務改善につなげていくよう指導した。

11 施設名称及び評価結果等（満点 330 点・評価点順）

No.	施設名称 指定管理料（円）	指定管理者 代表者名	評価点	評価点/満点 ×100（%）	前年度	評価
1	千住保育園 192,419,055	（福）太陽会 北守 正子	278	84.2%	A+	A
2	竹の塚保育園 185,787,964	（株）ベネッセスタイルケア 滝山 真也	277	83.9%	A	A
3	水神橋保育園 186,842,940	（福）聖華 白須賀 まり子	273	82.7%	A	A-
4	さつき保育園 223,077,739	（福）江北会 野口 澄夫	265	80.3%	A	A-
5	青井保育園 215,230,076	（福）からしだね 春見 静子	262	79.4%	A-	A-
6	伊興大境保育園 169,413,400	（福）高砂福祉会 篠塚 弘子	260	78.8%	B+	A-
7	興本保育園 183,166,960	（福）太陽会 北守 正子	259	78.5%	A	A-
	新田おひさま保育園 116,210,791	（福）太陽会 北守 正子	259	78.5%	A	A-
9	せきや保育園 145,854,848	（福）桑の実会 濱野 賢一	257	77.9%	A	A-
10	やよい保育園 200,902,021	（福）博友会 川下 勝利	255	77.3%	A-	A-
11	青井おひさま保育園 116,111,607	（福）水の会 小林 信子	253	76.7%	A-	A-
12	竹の塚北保育園 202,380,504	（福）三樹会 細野 智樹	250	75.8%	A	A-
13	谷在家保育園 143,680,199	（福）わかば会 石川 美和子	245	74.2%	A-	B+
14	東保木間保育園 168,436,400	（福）高砂福祉会 篠塚 弘子	243	73.6%	B+	B+
15	五反野保育園 218,979,289	（株）日本保育サービス 坂井 徹	230	69.7%	A-	B+
	新田さくら保育園 128,535,205	（福）じろう会 久芳 敬裕			B+	評価 不能

※ 新田さくら保育園については、指定管理者より資料の提出がなく、現地調査も拒否しているため評価不能。

※ 青井おひさま保育園については、令和4年度より指定管理者がライクキッズ株式会社に変更されているが、令和3年度の評価については、前指定管理者である社会福祉法人水の会に対し実施した。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）の実施検討について										
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課、待機児ゼロ対策担当課										
内容	東京都の補助事業を活用し、新規に「ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）」を実施したいため、以下のとおり報告する。										
	1 実施する事業										
	令和4年10月に開始した「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり支援）」に加え、年度途中の待機児童対策として「ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）」についても実施する方向で詳細を検討する。										
	(1) ベビーシッター利用支援事業の概要										
	<table><tr><th>事業類型</th><th>利用理由</th><th>方針</th></tr><tr><td>待機児童支援</td><td>待機児童</td><td>令和5年5月から実施する方向で検討</td></tr><tr><td>一時預かり利用支援</td><td>利用の理由は問わない</td><td>令和4年10月から実施</td></tr></table>		事業類型	利用理由	方針	待機児童支援	待機児童	令和5年5月から実施する方向で検討	一時預かり利用支援	利用の理由は問わない	令和4年10月から実施
	事業類型	利用理由	方針								
	待機児童支援	待機児童	令和5年5月から実施する方向で検討								
	一時預かり利用支援	利用の理由は問わない	令和4年10月から実施								
	(2) ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）の概要										
	<table><tr><td>利用対象者</td><td> 0～5歳児クラスの待機児童 0歳児クラスの育休満了者 ※ 育休満了者は、1歳児クラス（4月入所）の申し込みが必要 </td></tr><tr><td>利用者及び公費負担（上限）</td><td> - 利用者負担：150円／時間 - 公費負担：2,310円／時間（負担割合）待機児は都7/8、区1/8 - 育休満了者は都10/10 </td></tr><tr><td>利用上限</td><td> - 保育短時間：8時間／日かつ160時間／月 - 保育標準時間：11時間／日かつ220時間／月 </td></tr><tr><td>交通費支給上限（都の補助事業活用）</td><td>20,000円／月 ※ 公費負担割合：都1/2、区1/2</td></tr><tr><td>シッターの要件</td><td> - 都が認定した事業者ベビーシッター - 都の研修を受けている </td></tr></table>		利用対象者	0～5歳児クラスの待機児童 0歳児クラスの育休満了者 ※ 育休満了者は、1歳児クラス（4月入所）の申し込みが必要	利用者及び公費負担（上限）	- 利用者負担：150円／時間 - 公費負担：2,310円／時間（負担割合）待機児は都7/8、区1/8 - 育休満了者は都10/10	利用上限	- 保育短時間：8時間／日かつ160時間／月 - 保育標準時間：11時間／日かつ220時間／月	交通費支給上限（都の補助事業活用）	20,000円／月 ※ 公費負担割合：都1/2、区1/2	シッターの要件
利用対象者	0～5歳児クラスの待機児童 0歳児クラスの育休満了者 ※ 育休満了者は、1歳児クラス（4月入所）の申し込みが必要										
利用者及び公費負担（上限）	- 利用者負担：150円／時間 - 公費負担：2,310円／時間（負担割合）待機児は都7/8、区1/8 - 育休満了者は都10/10										
利用上限	- 保育短時間：8時間／日かつ160時間／月 - 保育標準時間：11時間／日かつ220時間／月										
交通費支給上限（都の補助事業活用）	20,000円／月 ※ 公費負担割合：都1/2、区1/2										
シッターの要件	- 都が認定した事業者ベビーシッター - 都の研修を受けている										

2 開始時期目途

令和5年5月

3 事業費（令和5年度見込み）

総額 4,920千円（内一般財源 4,150千円）

（1）ベビーシッター利用料分

3,380千円

利用見込14人（未就学児27,172×他区利用率0.051%）×

時間単価2,310×他区平均利用時間76×月数11×区負担分1/8

※ 都への支払いは、令和6年度になるため繰越を行う。

（2）交通費補助分

1,540千円

利用見込14人×月数11×月見込費用10,000円

※ 特定財源770千円、一般財源770千円

4 保育状況等に関するアンケート結果

待機児童の保護者を対象に実施したアンケートで「ベビーシッター利用支援事業を利用したいか」との設問に対し、回答者数147名のうち「利用したい」と回答したのは41名（利用希望率28%）であった。

5 他区の実施状況

（1）12区（近隣では葛飾、江戸川、荒川、台東、北）が実施している。

（2）他区の年間延べ申請者数は、概ね10～250人程度である。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	令和5年4月保育施設利用申込受付状況及び保育コンシェルジュ利用状況について																																																								
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課																																																								
内容	令和5年4月保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ））利用申込の受付状況及び保育コンシェルジュの利用状況について、以下のとおり報告する。 1 令和5年4月保育施設利用申込受付状況 (1) 利用申込数 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年月 申込状況</th><th>令和4年 4月入所</th><th>令和5年 4月入所</th><th>増減</th><th>前年比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">利用申込(受付期間中)【A】</td><td>2,588</td><td>2,525</td><td>△63</td><td>97.6%</td></tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td><td>子ども施設入園課窓口</td><td>1,711</td><td>805</td><td>△906</td><td>47.0%</td></tr> <tr> <td>オンライン申請</td><td>543</td><td>1,467</td><td>924</td><td>270.2%</td></tr> <tr> <td>郵送</td><td>334</td><td>253</td><td>△81</td><td>75.7%</td></tr> <tr> <td colspan="2">審査継続分【B】</td><td>978</td><td>1,018</td><td>40</td><td>104.1%</td></tr> <tr> <td colspan="2">先行利用調整申込【C】</td><td>142</td><td>125</td><td>△17</td><td>88.0%</td></tr> <tr> <td colspan="2">利用申込合計【A+B+C】</td><td>3,708</td><td>3,668</td><td>△40</td><td>98.9%</td></tr> <tr> <td colspan="2">募集人数(※2)</td><td>4,053</td><td>3,714</td><td>△339</td><td>91.6%</td></tr> </tbody> </table> (注) 【B】: 10月～1月入所希望受付分のうち、待機のため令和5年4月の審査に継続するもの 【C】: 小規模保育、保育ママの卒園児を対象とした先行申込 ※1 上記人数は、転園、区外からの入園、区外保育施設との併願を含む。 ※2 募集人数が減少した理由は、以下のとおり。 ア 私立保育施設の経営支援を目的とした利用定員の変更等による減(172人) イ 区立保育施設の入所定員の抑制(117人) ウ 継続利用児童の見込数増加に伴う受入枠の減(50人)					年月 申込状況		令和4年 4月入所	令和5年 4月入所	増減	前年比	利用申込(受付期間中)【A】		2,588	2,525	△63	97.6%	内 訳	子ども施設入園課窓口	1,711	805	△906	47.0%	オンライン申請	543	1,467	924	270.2%	郵送	334	253	△81	75.7%	審査継続分【B】		978	1,018	40	104.1%	先行利用調整申込【C】		142	125	△17	88.0%	利用申込合計【A+B+C】		3,708	3,668	△40	98.9%	募集人数(※2)		4,053	3,714	△339	91.6%
年月 申込状況		令和4年 4月入所	令和5年 4月入所	増減	前年比																																																				
利用申込(受付期間中)【A】		2,588	2,525	△63	97.6%																																																				
内 訳	子ども施設入園課窓口	1,711	805	△906	47.0%																																																				
	オンライン申請	543	1,467	924	270.2%																																																				
	郵送	334	253	△81	75.7%																																																				
審査継続分【B】		978	1,018	40	104.1%																																																				
先行利用調整申込【C】		142	125	△17	88.0%																																																				
利用申込合計【A+B+C】		3,708	3,668	△40	98.9%																																																				
募集人数(※2)		4,053	3,714	△339	91.6%																																																				

(2) 年齢別申込数 (人)

年齢 年度	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
令和 4 年度	1,061	1,533	448	535	93	38	3,708
令和 5 年度	1,015	1,626	427	478	84	38	3,668
増減	△46	93	△21	△57	△9	0	△40

2 歳を除き 0 歳から 5 歳の年齢で人口は減少している（下表のとおり）が、申込数は前年度とほぼ同じ水準であった。

【参考】年齢別人口 (人)

年齢 年月	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
令和 3 年 12 月	4,188	4,542	4,470	4,833	4,838	5,002
令和 4 年 12 月	4,103	4,203	4,481	4,391	4,762	4,782
増減	△85	△339	11	△442	△76	△220

2 オンライン申請の受付状況

(1) オンライン申請数（受付期間中） (人)

年齢 年度	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
令和 4 年度	226	178	65	56	14	4	543
令和 5 年度	603	511	176	136	31	10	1,467
増減	377	333	111	80	17	6	924

年齢別の申込数をみると 0 歳の申し込みが最も多かった。乳幼児を窓口連れていく必要がないため、他の年齢層より利用が多かったと考えられる。

(2) オンライン利用率 (%)

年齢 年度	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	全体
令和 4 年度	23.2	23.1	20.2	18.4	24.1	16.7	22.1
令和 5 年度	64.4	62.2	59.9	50.6	51.7	55.6	61.2
増減	41.2	39.1	39.7	32.2	27.6	38.9	39.1

受付期間中の申込数（区外からの申し込みを除く）のうち
61.2%がオンライン申請による受付であった。

3 保育コンシェルジュ利用状況

(1) 利用延人数（4月1日～12月5日）

(人)

種別 年	個別 相談	内 訳			説明会	合計
		区役所	オンライン	子育て サロン	オンライン (※1)	
令和3年	2,132	1,621	339	172	—	2,132
令和4年	2,474	1,993	255	226	454	2,928
増減	342	372	△84	54	454	796
前年比	116.0%	122.9%	75.2%	131.4%	皆増	137.3%

※1 令和4年2月から毎月3回程度実施

ア 利用延人数のうち24.2%がオンライン（個別相談及び説明会）による利用であった。

イ 子育てやお子さんの発達に関する悩みなど保育サービス以外の相談が54件あった。

ウ 利用者アンケート（令和4年1～3月に実施）で、相談が役に立ったと答えた方の割合は100%（前年は98%）であった。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	児童虐待防止推進月間の事業実施報告について
所管部課	子ども家庭部 こども支援センターげんき こども家庭支援課
内容	11月は「児童虐待防止推進月間」として、国及び自治体は集中的に児童虐待防止の広報、啓発を行う期間と位置づけている。 足立区においても以下のとおり、啓発事業を行った。 1 「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち2022」 区ホームページに「児童虐待防止推進月間」のページを作成するとともに、相談窓口を周知するページや体罰禁止を啓発するページをTwitter・Facebookを使って集中的に広報した。 ※ 例年実施していた区内各駅頭でのオレンジリボンキャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して中止。代替として民生・児童委員に啓発マスクの配布をお願いした。 (1) 依頼内容 啓発マスク（不織布マスク）の配布 (2) 配布先 地区内の子育て家庭等 (3) 依頼数 委員1人当たり10枚 2 養育家庭体験発表会 養育家庭制度の周知と登録を促進するため、里親になっている方による体験発表会を行った。 (1) 日時 11月19日（土）午前10時～正午 (2) 会場 こども支援センターげんき 5階研修室3 (3) 参加者 養育家庭制度に関心がある区民 16名 3 養育家庭PRパネル展示 里親など養育家庭の登録を促進するため、養育家庭制度について周知を行った。 (1) 期間 11月1日（火）～30日（水） (2) 会場 こども支援センターげんき 1階ロビー ※ 昨年に引き続き、本庁舎1階アトリウムでの展示は、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となったため中止とした。 4 子育て交流講座「完璧な親なんていない」 1、2歳のお子さんの保護者を対象に、育児に対する不安解消と、育児スキルを高める講座を開催した。 (1) 日時 11月10日～12月15日の毎週木曜日 午前10時～正午 (2) 会場 こども支援センターげんき 3階プレイルーム (3) 参加者 10名（応募者12名）